

# 第6期 横浜市子ども・子育て会議

## 第5回 子育て部会

日時：令和6年8月26日（月）  
午後6時00分～8時00分

### 議事次第

#### 1 開会

#### 2 議題

- (1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について
- (2) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」（案）について
- (3) 第4回 子育て部会「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について（令和5年度分）」へのご意見・ご質問について  
※前回ご説明をした内容についてご承認を頂くものです
- (4) その他

#### 3 閉会

#### 【資料】

- 資料1（1ページ） 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿  
資料2（2ページ） 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿  
資料3（3ページ） 横浜市子ども・子育て会議条例  
資料4（6ページ） 横浜市子ども・子育て会議運営要綱  
資料5（8ページ） 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について  
資料6（46ページ） 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」（案）について  
資料7（92ページ） 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について  
（令和5年度分）

## 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿【第6期 令和4年11月～令和6年10月】

## ＜子育て部会＞

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等		委 員
1	市民委員		うえおか ともこ 上岡 朋子
2	一般社団法人ラシクO45		きん あき 金 明希
3	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会		たなか けん 田中 健
4	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師	◎	ほり きとこ 堀 聡子
5	横浜商工会議所女性会 副会長		まつい ようこ 松井 陽子
6	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○	みずたに たかし 水谷 隆史
7	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長		やぎさわ えな 八木澤 恵奈
8	横浜地域連合		しばた やすみつ 柴田 康光

◎：部会長

○：職務代理者

## 第6期第5回 横浜市子ども・子育て会議 子育て部会 事務局 名簿

## こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	こども福祉保健部長	秋野 奈緒子
	こども福祉保健部担当部長	柴山 一彦
	こども青少年局医務担当部長	岩田 眞美
	保育・教育部長	片山 久也
課長	こども家庭課長	藤浪 博子
	企画調整課長	柿沼 千尋
	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一
	保育・教育認定課長	馬淵 由香
	こどもの権利擁護課長	足立 篤彦
	地域子育て支援課親子保健担当課長	奥津 秀子
	地域子育て支援課長	五十川 聡
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真舘 裕子
	障害児福祉保健課長	高島 友子
	中央児童相談所支援課担当課長	木村 知香枝
事務担当		
	こども家庭課長	藤浪 博子
	こども家庭課こども家庭係長	三浦 尋章

## ○横浜市子ども・子育て会議条例

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
  - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
  - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

## (組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）  
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
  - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
  - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

# こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン 素案

計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画  
次世代育成支援対策推進法横浜市行動計画  
横浜市子ども・若者計画  
横浜市こども計画

## 令和6年8月19日

### 時点版

【子育て部会での説明スケジュール】

7月26日 第1章～第3章

第4章 重点テーマ、基本施策1・2・5

8月26日 第4章 基本施策7・8・9

第5章(議題2でご説明)、第6章(総会でご説明予定)

※本日は8月26日説明分のみ抜粋して資料としています。

横浜市



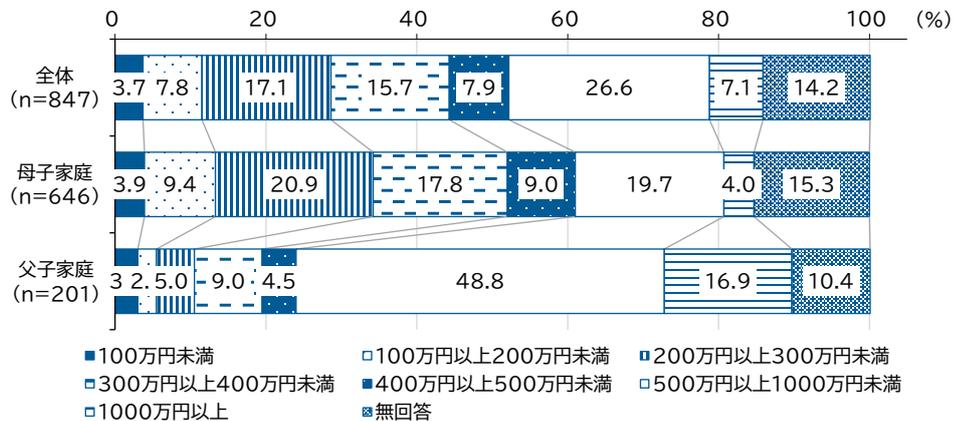
## 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

### 現状と課題

#### (1) ひとり親家庭の生活状況

- 国勢調査（令和2年）では、本市における20歳未満の子どもがいるひとり親家庭（他の家族等との同居を含む。）は22,635世帯、そのうち、母子家庭が19,481世帯、父子家庭が3,154世帯となっています。
- 「横浜市ひとり親世帯アンケート調査」（令和5年度）によると、児童扶養手当や養育費なども含んだ年間世帯総収入の平均は、母子家庭で401万円、父子家庭で694万円となっています。

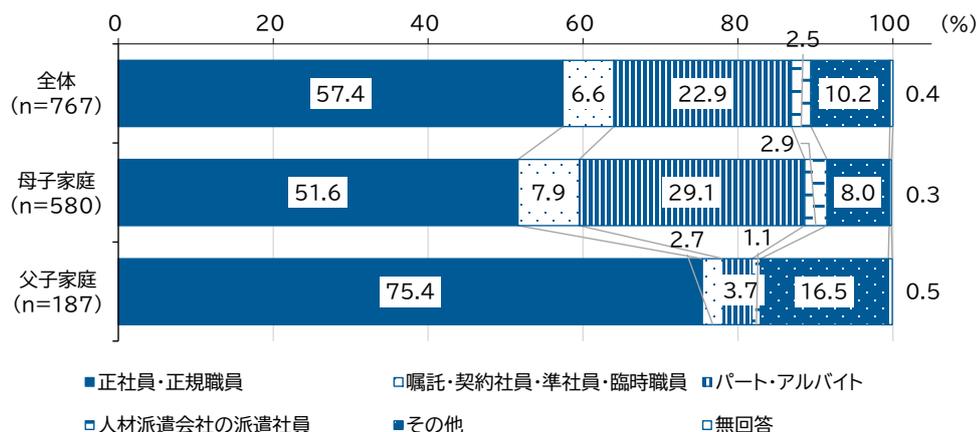
図表 4-1 ひとり親家庭の年間世帯収入



（出典）横浜市ひとり親世帯のアンケート調査（令和5年度）

- また、母子家庭の89.8%、父子家庭の93.0%が就労していますが、母子家庭では非正規雇用での就労が4割近くを占め、就職してもパートや契約社員等の不安定な雇用条件で働いているため、正規雇用に比べ安定した収入を得ることが難しい状況にある家庭が一定の割合あると考えられます。さらに、母子家庭では収入や教育費、家賃など生活費に関する悩みが多く、父子家庭では「炊事・洗濯などの家事が十分にできない」ことや、「周りに相談する相手がいない」といった悩みが多い傾向にあります。

図表 4-2 現在の仕事の就業形態



(出典) 横浜市ひとり親世帯のアンケート調査 (令和5年度)

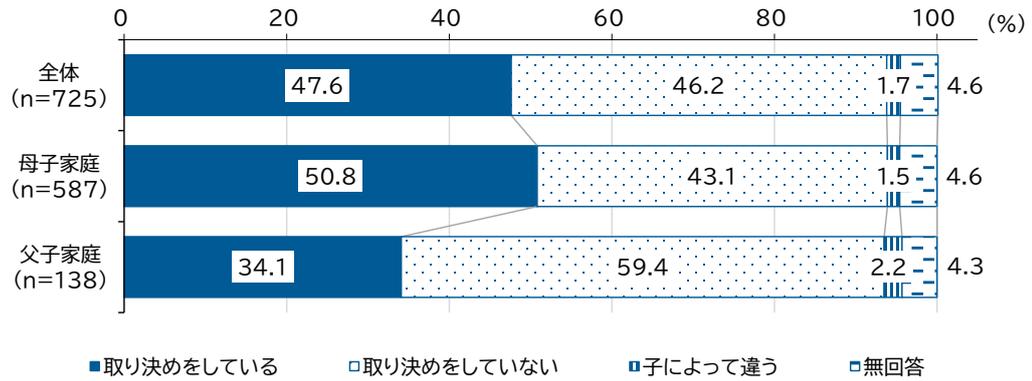
- 「国民生活基礎調査」(令和4年)によると、ひとり親家庭の貧困率<sup>1</sup>は44.5%と、依然高い水準にあります。
- 親はひとりで就労、家事、育児を行うため、時間に追われる感覚をより抱きやすい状況にあります。日常生活において、追われる感覚の軽減を感じられる施策が必要です。
- ひとり親家庭の子どもにとって、親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、精神面に与える影響や進学の悩みなど、子どもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。また、親が時間的制約を抱えて就労することに起因する経済的困窮や進学の断念も課題です。

(2) ひとり親家庭への総合的な自立支援の必要性

- ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長するためには、親が安定した仕事に就き、生計維持ができるなど、家庭の安定した生活と自立が望まれます。しかし、ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親または子どもの疾病・障害などの複合的な課題を抱えている場合もあるため、家庭の個別の事情に寄り添った相談支援や自立の支援が必要です。
- 民法改正を踏まえ、父母による子どもの養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう啓発・支援する必要があります。養育費について取り決めをしている世帯(「取り決めをしている」「子によって違う」)は49.3%となっており、離別親が、親の責務として子どもの養育費を支払うこと、及びその取り決めを行うことの重要性について、啓発及び補助をさらに推進する必要があります。親子交流については、子どもの利益のため、子どもの立場に立って調整していく必要があります。

<sup>1</sup> 貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない世帯員の割合

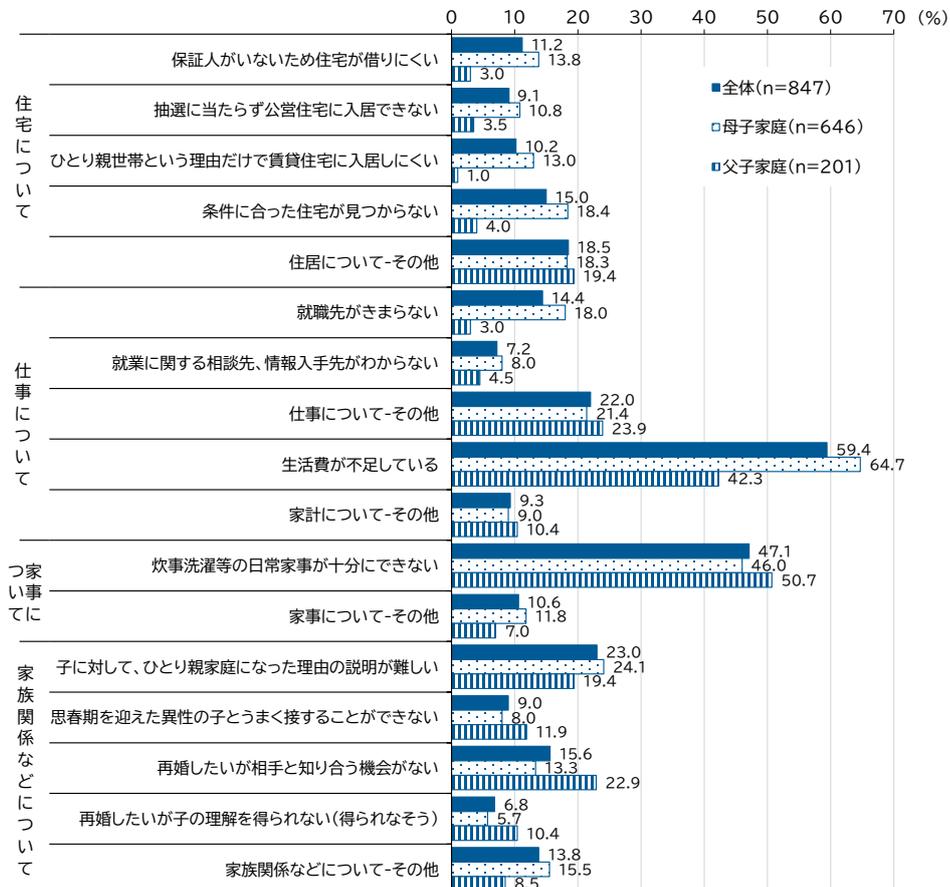
図表 4-3 養育費の取り決めについて



(出典) 横浜市ひとり親世帯のアンケート調査 (令和5年度)

○ ひとり親家庭は社会的に孤立しやすく、親がひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われて  
 いるため、当事者同士のつながりで悩みを共有し、不安を解消していくことができる、民間支援や  
 地域のつながりなどの多面的なアプローチが重要です。しかし、当事者団体の存在があまり知られ  
 ていないほか、父子家庭においては、第三者への相談や当事者同士で話すことへの心理的障壁を持  
 ちやすい傾向があり、さまざまなアプローチを続ける必要があります。

図表 4-4 ひとり親世帯になった時に困ったこと



(出典) 横浜市ひとり親世帯のアンケート調査 (令和5年度)

### (3) DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

- 令和5年度のDV相談件数は4,527件でした。過去5年間の推移を見るとおよそ5,000件程度で推移しており、ほぼ横ばいの傾向です。

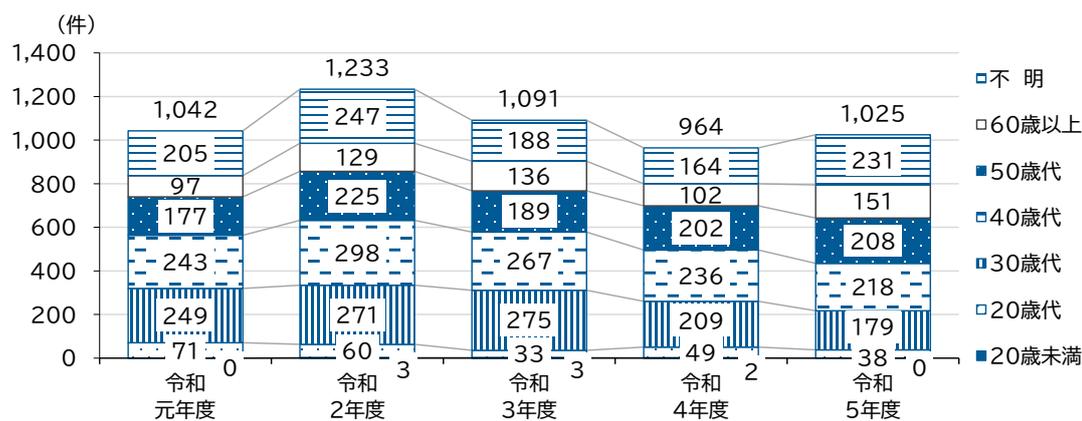
図表 4-5 DV相談件数の推移



(出典) 横浜市こども青少年局資料

- 一方で、女性緊急一時保護件数は、令和元年度の211件を境に減少傾向が続いています。その理由として、通信制限や外出制限、仕事や学校の中断等があり、現状の女性緊急一時保護の仕組みが相談者のニーズとマッチしないことが考えられます。こうしたニーズにも応えながら、相談者の安全性が確保できる支援策が必要です。
- こどもの面前でのDVは、こどもへの心理的虐待にあたります。DVが起きている家庭では、こどもに対する暴力が同時に行われている場合があります。直接の被害を受けていないこどもであっても、慢性的な暴力が存在している家庭で育ったこどもたちは、心理的なダメージを受け、正常な発達が阻害されると言われています。
- 令和元年6月に改正された児童虐待防止法では、児童虐待とDV対策との連携強化が規定されました。DV相談部門と児童相談所や区役所といった児童虐待部門の連携強化により、適切な支援へのつながりが必要です。
- また、DV被害者支援の一環として、DV加害者更生のための支援が求められています。
- DV相談支援センターでは、若年層(20歳代以下)からの相談件数が少なく、令和5年度は全体の約4%でした。若年層が相談に繋がりやすい環境づくりや、若年層に向けた啓発・予防教育が求められています。

図表 4-6 横浜市DV相談支援センターにおける年齢別相談件数



(出典) 横浜市こども青少年局資料

- これまで、困難な問題を抱える女性の支援は売春防止法を根拠としてきましたが、令和6年4月からは、新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を根拠として支援に取り組みます。新法の趣旨を踏まえながら、DVも含めた困難な問題を抱える女性の支援を、包括的かつ切れ目なく行う必要があります。

## 施策の目標・方向性

- (1) ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援
- ひとり親家庭が抱える複合的な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による「経済的支援」のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、問題解決に向けて寄り添いながら、「子育て・生活支援」、「就業支援」「養育費の確保」等が適切に行われるよう取り組みます。
  - 多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していきます。
  - 当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。また、当事者同士のつながりによる孤立感の解消や、特に父子家庭が抱える困難に着目した、情報提供や交流の機会づくりを推進します。
  - 施策の推進に当たってはひとり親特有の課題への対応だけでなく、生活を支える様々な子育て支援の充実も含め総合的な支援を推進するとともに、関係機関や支援者が相互に連携した支援を推進します。
- (2) ひとり親家庭のこどもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
- 親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、こども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援を行います。
  - 養育費の確保支援、こどもの希望を尊重したうえでの親との親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもが未来へ希望を持てる支援を進めます。
  - こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止める相談支援体制づくりを進めます。
- (3) DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもへの安全・安心の確保、自立支援
- 横浜市DV相談支援センターにおける相談支援、区福祉保健センターにおける女性が抱える様々な問題に対する相談支援、一時保護を含めた自立支援を実施します。
  - 女性に対する支援を行っている民間団体との協働による、生きづらさを抱える女性への継続的な支援を実施します。
  - 女性緊急一時保護の受入先を確保するとともに、女性緊急一時保護中の安全確保と自立に向けた支援を実施します。

- 母子生活支援施設において、緊急に保護等の支援が必要なDV被害女性とその同伴児や、生活リスクを抱える母子に対し、一時的な保護と安定した生活に向けた相談・支援を実施します。また、養育に課題を抱えると思われる妊産婦を対象に、妊娠中からの保健指導等を含む支援を実施します。
- 女性緊急一時保護をためらう相談者に対して、DVや困難な状況の深刻化を防ぐため、短期間の一時的な居場所の提供と、気持ちの整理や今後の生活を考えるための相談支援を実施します。
- DV被害者等への相談支援及び自立支援において、関係機関や民間団体と連携するとともに、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図ります。
- 若年層の女性に向けては、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することで、相談に繋がりやすい環境づくりを進めます。

#### (4) 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

- 区役所や関係機関などで相談を受ける支援者に対し研修を実施し、適切な相談スキルの習得と向上を図るとともに、相談対応の充実を図ります。
- DV被害の相談支援に関わる職員の専門的知識・技術の向上と体制の強化を図ります。
- DV被害者を適切な相談支援につなげるため、効果的な広報・啓発を実施します。
- DV被害者支援の一環として、「加害者更生プログラム」を行っている民間団体の活動を支援するとともに、連携した取組を進めます。
- 若年層を対象として、SNSを活用したデートDV相談や理解促進のための講座等を実施します。

## アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ひとり親家庭が本市支援により就労に至っている	ひとり親サポート横浜等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800人 (5か年累計)
ひとり親家庭のこどもが進学や就職に向けて取り組んでいる	思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合	52.3% (令和3年から5年度の3か年の平均値)	60.0%
DV等被害者が、適切に相談支援に繋がっている	DVに関する相談件数	4,527件/年	5,000件/年

## 主な事業・取組

### 児童扶養手当

ひとり親家庭などの児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

【令和5年度実績】

受給者数：15,566人

## ひとり親家庭自立支援給付金事業

### <自立支援教育訓練給付金事業>

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。

【令和5年度実績】

支給人数：70人

### <高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業>

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。また、高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。

【令和5年度実績】

支給人数：262人、貸付人数：41人

### <高等学校卒業程度認定試験合格支援事業>

ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。

【令和5年度実績】

支給人数：8人

## 母子家庭等就業・自立支援センター事業（ひとり親サポートよこはま）

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー、ひとり親の親講座等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。

## 日常生活支援事業（ヘルパー派遣）

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。

【令和5年度実績】

支援家庭：延べ242家庭

### 養育費確保支援事業

調停申立や公正証書の作成の費用等（収入印紙代や手数料等）及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。

想定事業量の名称	直近の現状値 （令和5年度）	令和11年度
養育費確保にかかる補助件数	93件	120件

### 思春期・接続期支援事業

親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。

想定事業量の名称	直近の現状値 （令和5年度）	令和11年度
利用世帯数（子の学習支援）	96世帯／年	120世帯／年

### 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、環境の改善に取り組みます。また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

### 保育所への優先入所

未就学児のいる世帯が安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

### 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。

【令和5年度実績】

母子父子福祉資金貸付人数：241人、寡婦福祉資金貸付人数：5人

## ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の養育者とその者に養育されている児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、自己負担分に相当する額を助成します。

【令和5年度実績】

対象者数：35,035人

## 住宅確保の支援

### <市営住宅の申込時の優遇>

子育て世帯等が安心して暮らせる住まいを確保できるよう、以下の取組を進めます。

- ・入居者募集にあたり、母子・父子世帯、DV被害者世帯及び子育て世帯に対して、当選率を一般組の3倍とする倍率優遇をする。
- ・入居者資格の審査にあたり、中学校卒業までの子がいる世帯について、収入基準の緩和をする。
- ・DV被害者は、単身入居の年齢要件の緩和をする。
- ・DV被害者世帯は、離婚が成立していなくても、配偶者と別世帯としての申込みを認める。

【令和5年度実績】

倍率優遇（母子・父子世帯：625件、DV被害者：8世帯、子育て世帯：157世帯）

年齢緩和（DV被害者：7世帯）

### <住宅セーフティネット事業>

民間賃貸住宅の空き家等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、セーフティネット住宅への経済的支援及び居住支援等により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に取り組み、子育て世帯等が安心して暮らせる住まいの確保につなげます。

【令和5年度実績】

登録住宅戸数（子育て者対象・累計）10,476戸

## 女性相談保護事業

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、区福祉保健センターにおいて女性の抱える様々な問題に対しての相談や緊急的な一時保護を含めた自立支援を、民間団体と連携しながら行います。また、一時保護をためらう相談者に対する安全確保や自立支援のための取組として、一時的な居場所の提供等の支援を民間団体への補助により実施します。さらに、女性を取巻く複雑・多様化する課題により適切に対応するため、相談員の専門性の向上・人材育成、体制強化に取り組みます。

## DV被害者支援

こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」の機能を果たし、DV被害者への相談・支援を行います。

DV被害者が、DVの行為を受けていることやDVが重大な人権侵害であるということに気付けるよう、理解・普及啓発を図るとともに、相談や公的支援に適切につながるよう、様々な広報媒体を活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。併せて、DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体の活動を支援します。また、児童相談所や区役所等が行う児童虐待対応との連携強化を図ります。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
DVに関する相談件数	4,527件/年	5,000件/年

## 女性緊急一時保護施設補助事業

本市における女性緊急一時保護の受入先（シェルター）の確保及び女性相談保護事業の安定を図るため、シェルターを運営する民間団体に対して運営費の補助を行い、DV被害者等が一時保護中の安全確保と適切な自立に向けた支援等が受けられるよう支援します。

【令和5年度実績】

補助団体数：4団体

## 母子生活支援施設緊急一時保護事業

DVからの避難や経済的困窮等から緊急の保護を要する母子を、母子生活支援施設を活用して一時的に入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援を行い、母子の福祉の向上を図ります。

また、母子生活支援施設緊急一時保護の枠を活用して、出産後間もない乳児の養育に課題があると思われる妊産婦を一時的に入所させ、妊娠中から保健指導等を含む支援を行い、安定した生活基盤を整えます。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
延べ利用世帯数	66世帯/年	92世帯/年

## 若年女性支援モデル事業

民間団体と協働し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等ICTを活用したアウトリーチや繁華街などの巡回により、公的な支援に繋がりにくいとされている若年女性に対して、声掛けや相談支援を行います。また、相談窓口における電話、メール、SNS等ICTを活用した相談や面談の実施、一時的に安心・安全な居場所の支援が必要と判断した場合の居場所支援等を通じて、若年女性の自立を支援します。

## デートDV防止事業

デートDV（交際相手からの暴力）は、重大なストーカー事件や、将来のDV・児童虐待につながる可能性があるため、生徒・教員向けの「予防教育」、チャット「相談」窓口、「被害・加害者回復プログラム」、「広報・啓発」を総合的に推進し、予防から回復まで切れ目ない支援を実施します。

【令和5年度実績】

啓発講座実施回数：24回

啓発講座延べ受講人数：2,635人

## こどもの意見を聞く取組の推進

ひとり親家庭への施策推進にあたっては、こどもに対する学習支援でのアンケートの実施や、こどもの意見を受け止める相談支援体制づくりを進めるなど、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていきます。

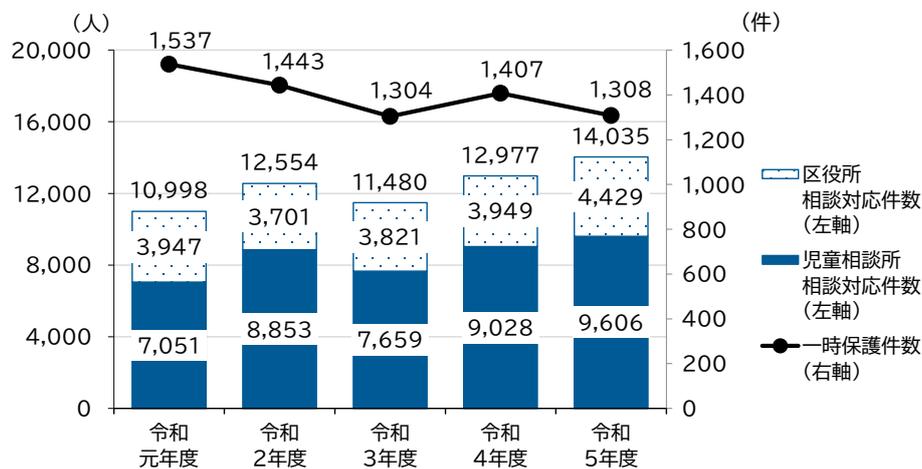
## 基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

### 現状と課題

#### (1) 児童虐待対応

- 本市では、「横浜市子供を虐待から守る条例（平成26年制定、令和3年改訂）」に保護者、市民、行政、関係機関の責務を明記し、条例に基づきこどもの命を守るための施策を総合的に推進しています。
- 児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和5年度は14,035件となっています。平成30年度以降、要保護児童<sup>2</sup>の児童虐待による死亡事例は発生していませんが、心中や出産直後の遺棄による死亡事例など、要保護児童としての関わりがない死亡事例や、重篤事例は依然発生しています。

図表 4-7 児童虐待相談の対応件数と一時保護件数の推移



(出典) 横浜市「横浜市における児童虐待の対応状況」

※ 令和4・5年度の児童虐待相談の対応件数については、令和6年1月にこども家庭庁から示された解釈に基づき、児童虐待の通告・相談受理後の調査等の結果、明らかに虐待行為がないと判断されたケース（虐待非該当ケース）を除外し修正・精査した件数。それ以前の令和元～3年度については、虐待非該当ケースを含む件数を参考数値として掲載している点に留意。

- 児童虐待の早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行う体制の充実と、専門性の高い人材の育成と確保が必要です。
- 子ども家庭総合支援拠点機能を令和3・4年度の2か年で全区整備し、児童虐待対応の専任化や心理職などの専門職の配置により、初期対応の迅速化や継続支援の充実など、相談対応機能が強化されています。地域との連携や協働をより一層推進させるとともに、市民に向けた啓発や関係機関ネットワークの更なる強化が必要です。

<sup>2</sup> 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（児童福祉法第6条の3第8項）で、要保護児童対策地域協議会の対象児童として区や児童相談所で継続支援を行っている。

- 令和6年4月1日の改正児童福祉法の施行により、市町村の努力義務として全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置が規定され、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に努めることが定められました。
- 本市においては、各区のこども家庭支援課にこども家庭センター機能を整備します。こども家庭センター機能の全区設置へ向けて妊産婦、こども、その家庭からの相談を受け止め、一体的な支援を行う体制を構築していきます。
- 児童虐待防止対策の強化に向けた児童福祉法等の改正の内容や国の対策、増加する児童虐待相談対応件数、本市での死亡・重篤事例等の発生状況を踏まえ、児童虐待防止対策の更なる強化が必要です。
- こどもの健康や発達、学業などを脅かす課題を抱えた家族に対して、できるだけ早い段階でこどもと家族のパートナーとなって支援を行い、長期の親子分離を回避するアーリーヘルプ（予防と法的介入の隙間を埋める早期支援）が重要です。
- 弱い立場に置かれたこどもが性的な虐待にあってもそれを被害であると認識できないことや、認識できても現状では声を上げにくく適切な支援を受けることが難しいため、こども自身に性被害を理解してもらうことや、相談しやすい窓口の周知や支援体制の強化が必要です。

## (2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化

- 児童虐待相談対応件数が増加する中、迅速・的確で組織的な対応が行えるよう、区役所の機能の強化や職員の専門性の向上が必要です。
- 全国の児童虐待死亡事例のうち、0歳児の死亡人数は約5割を占めています。予期しない妊娠や特定妊婦の支援強化など、課題解決に向けた取り組みが必要です。
- 児童相談所の体制強化に向け、児童福祉司や児童心理司等の人材の確保・育成が必要です。
- 児童相談所職員がこどもや保護者と向きあう時間のさらなる確保のために、DXをさらに推進していく必要があります。
- 一時保護に際して、令和7年度からは司法審査が導入される予定となっており、引き続き法的対応力の強化が必要です。<sup>3</sup>
- 児童相談所の管轄区域内の人口を概ね50万人以内とする方針が示されたことを受け、管轄区域を見直していく必要があります。<sup>4</sup>

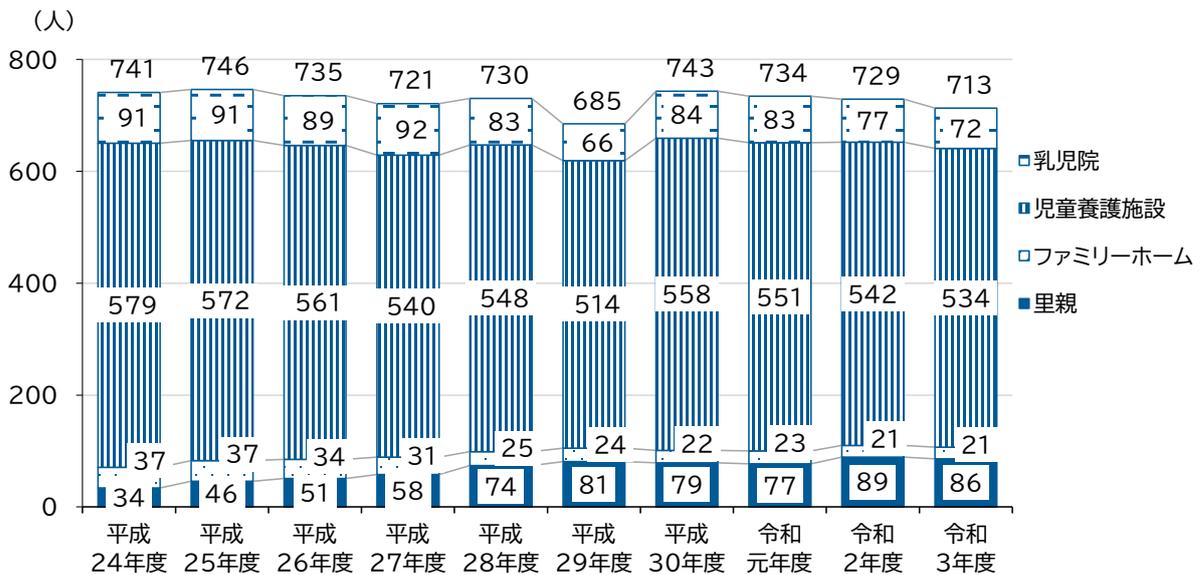
<sup>3</sup> 2024（令和6）年4月の改正児童福祉法の施行に伴うもの

<sup>4</sup> 2023（令和5）年4月の改正児童福祉法の施行に伴うもの

(3) 社会的養育の推進

- 社会的養育とは、こどもの福祉のために、こどもへの直接の支援はもとより、社会がこどもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援することです。（新しい社会的養育ビジョン）
- 里親等への委託数は増加傾向ですが、さらなる家庭養育の推進に向け、里親委託の促進や委託後の支援の充実のための里親支援センター設立、ファミリーホームの増設など、関係機関が連携し、支援する体制の充実が必要となっています。

図表 4-8 施設入所・里親委託児童数の推移



（出典）福祉行政報告例

- 横浜型児童家庭支援センターでは区役所や地域の関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭に対する専門的な相談を行うとともに、子育て短期支援事業による一時的な預かりなど、きめ細やかな支援を行う必要があります。
- 施設においても、専門的なケアを必要とする児童や中高年齢児のための施設の多機能化・高機能化や、施設職員等の専門性の向上が必要です。
- 児童養護施設等の退所者に、就労や進学への支援、生活相談等、安定した生活を送るための計画的な支援の提供が必要です。そのためにも、計画の策定に向けて実施した社会的養護経験者へのヒアリング調査を踏まえ、さらに多くの社会的養護経験者の支援ニーズ等を的確に把握するための実態調査を行い、施設等退所後に必要とされる支援を実施していく必要があります。

#### (4) こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組

- 児童福祉施設や里親への措置を検討する際や一時保護開始時等にこどもの意見を聴取する機会を確保していく必要があります。また、社会的養護の対象となっているこどもの意見表明を支援する取組が必要です。<sup>5</sup>
- 児童相談所では、一時保護や施設入所措置、里親委託等を実施する際、こども自身の意見を丁寧に聴取した上で、方針決定を行う必要があります。このため、絵や写真入りのスライド・動画を用いて丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認するなどの取組を行っています。
- 一時保護所においては、こどもの意見表明の機会を確保するため、各一時保護所に月1回、弁護士がアドボケイトとして訪問しています。また、こどもの権利擁護の視点を踏まえ、一時保護所の運営に助言をいただき、必要な改善を図っています。
- 一時保護所の平均入所日数は長期化傾向にあり、保護期間の短縮化が必要となっておりますが、その一方で、個々の事情により長期化せざるを得ない場合もあり、こどもの権利擁護のため、一時保護所の環境改善や学習支援が必要です。
- 一時保護所の新たな設備・運営基準が定められ、定員超過への対応や一時保護の際のこどもの権利擁護や個別的なケアを更に推進していく必要があります。<sup>5</sup>
- 一時保護所の設備・運営基準の条例化に伴い、より過ごしやすい生活環境に向けた改善やデジタル教材を活用した学習の推進、一時保護所から小・中学の在籍校への通学支援を行うなど、こどもの生活や学習に係る権利擁護の取組を進めています。
- 虐待を受け弱い立場にあるこどもは、これまでの経験から自ら声を上げにくく、児童相談所や区を始めこどもに関わる機関は、より丁寧にこどもの声に耳を傾け、こどもが自己の意見を表明する機会を多く設ける必要があります。

<sup>5</sup> 2024（令和6）年4月の改正児童福祉法の施行に伴うもの

## 施策の目標・方向性

### (1) 児童虐待対策の総合的な推進

- 「横浜市子供を虐待から守る条例」並びに児童虐待の未然防止から発生時における対応、再発防止及び児童の自立に向けた支援に至るまでの対応をまとめた「横浜市の児童虐待に対する8つの対策」をもとに、支援策の充実、組織的対応の強化、人材育成、関係機関相互の連携強化、広報・啓発等、総合的な児童虐待防止対策を更に推進します。
- 「こども家庭センター」機能を18区のこども家庭支援課に段階的に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化し、こどもや子育て当事者のニーズにあった支援計画（サポートプラン）の作成や地域における子育て支援の基盤づくりを行います。
- 児童虐待防止や体罰によらない子育て、こどもの最善の利益についての市民意識の醸成や啓発活動を実施します。

### (2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化

- 予期しない妊娠や子育ての不安、こども本人からの相談の対応など、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むとともに、親子関係の再構築や養育改善のための支援の充実を図り、児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待の再発防止の取組を検討・推進します。
- 児童相談所及び区役所と関係機関との連携の更なる推進を図り、要保護児童対策地域協議会のネットワークの更なる強化に取り組みます。
- 児童相談所の体制強化に向け、児童福祉司や児童心理司等の人材の確保・育成を進めます。
- アーリーヘルプ（予防と法的介入の隙間を埋める早期支援）の実践として、保育所や学校などのこどもにとって身近な機関に対し、児童相談所と区役所による助言等の支援機能強化を進めていきます。
- 児童相談所職員がこどもや保護者と向きあう時間をさらに確保するために、DXをさらに進めていきます。
- 一時保護に際して、令和7年度からは司法審査が導入される予定となっており、引き続き法的対応力を強化します。
- 児童相談所の管轄区域については、令和8（2026）年度の東部児童相談所の新設による見直しとともに、今後の社会情勢や人口動態を踏まえながら検討を進めていきます。
- 一時保護施設の設備・運営基準に関する条例を令和6（2024）年に制定し、入所している児童一人ひとりの権利を尊重した運営や施設の環境改善など、基準を踏まえた具体的な取組を進めていきます。

### (3) 社会的養育の推進

- こどもの家庭養育優先の原則が明記された児童福祉法及び平成 29（2017）年の国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、本市の社会的養育の更なる推進に取り組みます。国から策定を求められた都道府県社会的養育推進計画について、本市では「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針（令和 2 年度から 11 年度）」として取り組んでいますが、国からの通知を受けて令和 6 年度に見直しを行った同計画後期分（令和 7 年度から 11 年度）の数値目標等を踏まえ、社会的養育を推進していきます。
- 本市における里親登録者数は増加傾向にあるものの、まだ不足しています。引き続き児童相談所、こどもの権利擁護課、里親フォスタリング機関が連携し、里親登録者数の確保を進めていくとともに、里親支援センターの設置及びファミリーホームの増設を進めていきます。
- 里親委託の推進に伴い、児童養護施設等においては専門的なケアを必要とする児童や中高年齢児のための施設の多機能化や高機能化を進めていきます。
- 各区の横浜型児童家庭支援センターでは、虐待を未然に防止し重篤化に至らないよう、区役所や地域の関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭に対する専門的な相談を行うとともに、こどもの短期間の預かりや一時的な預かり等きめ細かな支援を行います。
- 児童養護施設等の退所者への就労や進学への支援、生活相談など、安定した生活を送るための継続した支援体制を構築します。施設等退所者へのヒアリング結果、及び、社会的養護経験者の支援ニーズ等を詳細に把握するための実態調査の結果を踏まえ、施設退所後に必要な支援を充実させていきます。

### (4) こどもの意見表明機会の確保

- 里親委託や児童福祉施設入所中のこどもに対し、こどもの意見表明の機会を確保し、こどもにとってより適切な養育環境を目指すため、こどもの意見表明支援事業を実施します。また、事業実施のための意見表明支援員を育成していきます。
- 一時保護所では、アドボケイトによる訪問の取組について、さらに第三者性を高めるなどの改善を行っていきます。
- 児童相談所は、一時保護や施設入所、里親委託等を実施する際に行うこどもの意見聴取について、こどもの意見を反映しやすくするために、引き続き、絵や写真入りのスライド・動画を用いた説明など年齢や発達に応じた相応の配慮を行います。
- 一時保護所の設備・運営基準の条例化に伴い、引き続き、生活環境の改善や在籍校への通学支援などの取組の充実を図り、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進します。
- 児童相談所は、こどもの意見を適切に聴取する機会を確保しながら、複雑化・深刻化する児童虐待等の相談・支援に適切に対応できる専門性の高い職員の確保と育成を行います。また、弁護士によるこどもの権利に関する研修会を実施し、こどもの人権を深く理解し擁護できる職員を育成します。区役所においても、こども本人からの相談に適切に対応できるよう、研修等を通して人材育成を行うとともに、こどもが意見表明しやすい環境の整備に努めます。

## アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
こどもの安心安全が保障されている社会の実現 (虐待死の根絶)	児童虐待による死亡者数	2人	0人
こどもと保護者の心理・社会的孤立の解消	①こども家庭センター設置数 ②合同ケース会議での協議件数(妊産婦、こども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数)	①3箇所 (令和6年度) ② —	①18箇所 ②30,000件
こどもの最善の利益を図るための家庭養育の優先	①里親委託率 ②里親登録者数 ③ファミリーホーム設置数	①20.7% ②277組 ③8箇所	①36.3% ②324組 ③10箇所

## 主な事業・取組

### 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実に努めます。

また、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、区や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、「個別ケース検討会議」を開催し、関係機関と共に支援方針を検討します。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
個別ケース検討会議	1,942回/年	2,035件/年

### 区役所における人材育成

要保護児童対策地域協議会の調整機関機能の向上を図るため、区の調整担当者に対し、法定の担当者研修を実施します。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を適切に果たし、虐待対応力の向上を図ることを目的に児童福祉の専門家を派遣するスーパーバイザー派遣事業を行います。さらに、区の児童虐待対応に関わる職員向けの専門家による研修等を実施し、こどもの権利擁護の推進を図るとともに児童虐待対応における専門性強化に取り組みます。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
調整担当者研修受講者	累計126人	累計240人

### 妊娠・出産相談支援事業（基本施策1の再掲）

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメール、SNSで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
にんしんSOSヨコハマ相談件数	583人	640人

### こども家庭センター機能の設置（基本施策2の再掲）

改正児童福祉法の施行に伴い、「こども家庭センター」機能を区こども家庭支援課に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化し、こどもや子育て当事者のニーズにあった支援計画（サポートプラン）の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行います。

想定事業量の名称	直近の現状値	令和11年度
こども家庭センター設置数	3箇所【令和6年度】	18箇所

### 学校との連携強化

要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に向けて、学校と区役所・児童相談所は、密な情報連携を推進します。

児童生徒を取り巻く課題への対応において、区役所等はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを始めとする学校との連携を強化します。

### 医療機関との連携強化

横浜市子育てSOS連絡会（要保護児童対策地域協議会代表者会議）及び各区児童虐待防止連絡会（要保護児童対策地域協議会実務者会議）への医師・産科医師の参加や、横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）会議の開催を通じ、医療機関と児童相談所や区こども家庭支援課との連携強化の充実を図ります。

### 児童虐待防止の広報・啓発

こどもの最善の利益が考慮され、体罰によらない子育ての理解が広がり、子育て世帯を温かく見守り社会全体で子育てを行う意識が醸成されるよう、広報啓発の取組を推進します。

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。

### 養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、養育者の不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①家庭訪問回数	3,725回/年	5,490回/年
②ヘルパー派遣回数	8,575回/年	9,504回/年

### 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施し、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
参加者実人数	未実施	300人/年

### 児童相談所等の相談・支援策の充実

こどもの権利擁護のため、こどもの意見を適切に聴取する機会を確保しながら、複雑化・深刻化する児童虐待等の相談・支援に適切に対応できる専門性の高い職員を確保・育成します。また今後、実施される一時保護の実施の際の司法審査に対応するため、より法的対応力の強化を図り、児童虐待の重篤化防止のため、早期支援（アーリーヘルプ）に取り組んでいきます。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、一時保護所の新たな設備・運営基準が定められ、引き続き定員超過改善のための取組や学習支援の取組を進めます。

また、児童相談所の管轄区域の見直しや環境改善などを図るため、新たな児童相談所の整備の検討を行います。

### 一貫した社会的養護体制の充実

様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、落ち着いた環境の中で安定した生活を送ることができるよう、里親家庭や施設等の養育環境の充実及び支援体制の強化に取り組みます。

より専門的なケアを必要とする児童の受入れや、入所等児童の家庭復帰及び退所後の自立を支援していくため、養育者の専門性の向上を図ります。

また、施設等を退所し、進学・就職することもが社会的にも経済的にも自立できるよう、施設等や関係機関が連携し、入所中から退所後まで継続した支援体制を構築します。

### 里親等委託の推進

様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、里親等の家庭で生活を送ることができるよう、里親・ファミリーホームの担い手の確保及び育成を行い、里親等への委託を進めます。里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、里親制度が広く市民に認知されるための広報・啓発を実施します。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①里親制度説明会の参加人数	154人/年	190人/年
②ファミリーホームの設置箇所数	8箇所	10箇所

### 子育て短期支援事業

児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、横浜型児童家庭支援センター等で、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行うことで、こどもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①ショートステイ利用者数	646人/年	845人/年
②トワイライトステイの利用者数	4,832人/年	5,738人/年

### こどもの意見を聞く取組の推進

社会的養護下における児童の意見が、年齢及び発達に応じて尊重されるよう、こどもの意見表明支援事業を実施し、「こどもが意見を表明する機会」を確保することで、こどもの心身の健やかな成長と自立を図ります。

【令和6年度新規】

## 施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援

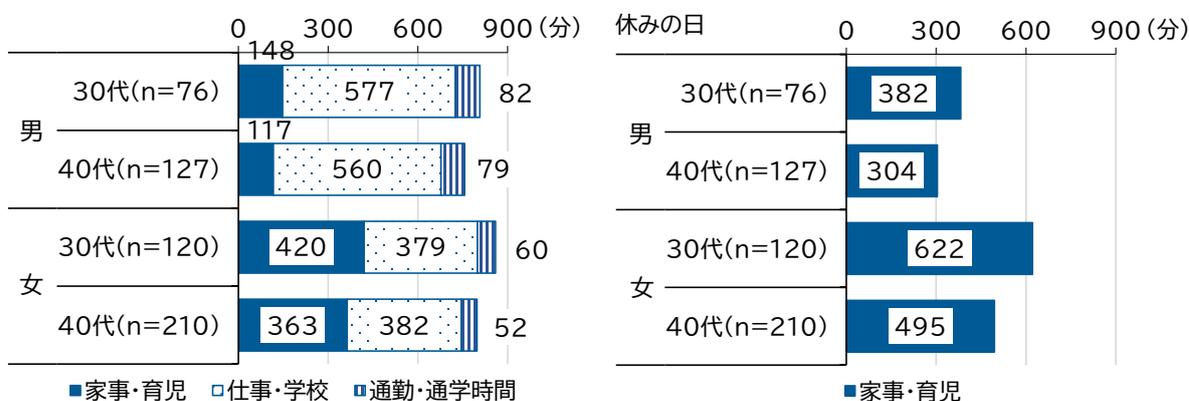
### 基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

#### 現状と課題

##### (1) 仕事と家庭生活の両立を取り巻く状況

- 保育所等での受入枠確保や誰もが働きやすい職場づくりに関する企業の取組等により、共働き世帯の増加や男性の長時間労働は改善の傾向が見られます。男性の家事・育児等に充てる時間は増加傾向にありますが、女性の家事・育児等に充てる時間は、男性を大きく上回っており、家庭生活の負担がまだ女性に偏っている現状があります。

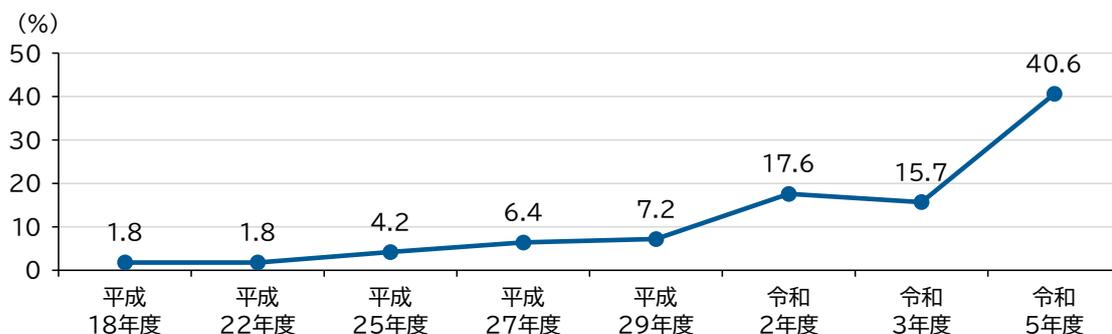
図表 4-9 生活の中で各活動に費やしている時間



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年度）」

- 男性が育児休業を取得することに対する市民意識は肯定的な考え方が高くなっており、男性の育児休業取得率は、近年で上昇し、令和5年度は40.6%となっています。一方で、取得期間は1か月未満が65.9%を占めています。

図表 4-10 育児休業取得率



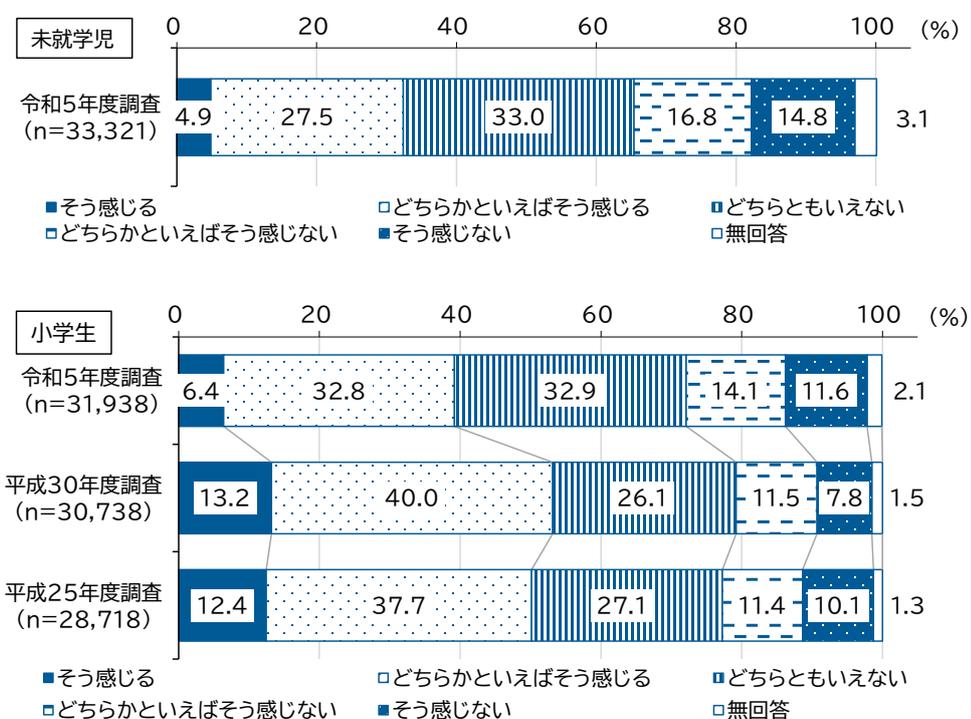
(出典) 横浜市「男女共同参画に関する事業所調査報告書」

- ニーズ調査によると、男性が育児休業を取得しなかった人について、その理由として、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが挙げられています。近年の深刻な労働力不足なども背景に、制度はあっても利用しづらい職場環境やワーク・ライフ・バランスの実践に取り組むことが難しい職場が存在していることがうかがえます。
- 晩婚化・晩産化などを背景として、育児・介護（ダブルケア）と仕事を同時期に担う人が増えています。複数のケアと仕事を両立できる環境づくりの必要性も高まっています。
- 夫婦が相互に協力しながら子育てをすることや全ての子育て家庭の仕事と家庭生活の両立を職場が応援するとともに、全ての子育て家庭の多様な現状や悩みを理解し、支援する地域社会を作っていく必要があります。

(2) こどもや子育てをめぐる社会的な環境

- ニーズ調査によると、「子育てをされていて、地域社会から見守られている、支えられている」と感じている方（「そう感じる」「どちらかといえばそう感じる」の合計）は、未就学児の保護者で32.4%、小学生の保護者で39.2%と、以前に比べて減少しており、半数以上がそのように感じていないのが現状です。また、市民意見交換会では、「こどもが騒ぐと冷たい視線を感じる」「こどもが大事にされていることを実感できる世の中になってほしい」との声が寄せられており、社会全体の雰囲気にもこどもを育てづらいと感じている状況があります。

図表 4-11 子育てをされていて地域社会から見守られている、支えられていると感じるか



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児保護者、小学生保護者）

- 安心して子育てをしていくためには、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮など、周囲からの協力が自然と行われることが重要であり、子育て家庭が置かれている環境や負担感等に関する理解の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て家庭を社会全体で支える気運を醸成していく必要があります。
- こどもや子育て世帯・妊娠中の方の目線で安全・安心・快適に生活を送ることができる環境の整備や、インクルーシブな居場所のさらなる充実が求められています。
- ジェンダーに関わる無意識の思い込みにとらわれることなく、こども一人ひとりの個性を尊重しながら、こどもの育ちを見守る環境づくりが必要です。

### (3) こども・若者の意見聴取と施策反映の必要性

- 令和5年4月に施行されたこども基本法では、こどもの成長に対する支援にとどまらず、こどもが関わる幅広い分野において、こどもの視点に立った施策の推進が求められています。
- こども大綱では、すべてのこども・若者が、自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できることを目指すとされています。
- 令和6年6月に制定された横浜市こども・子育て基本条例では、こども基本法の精神にのっとり、市がこども・子育てに関する施策を推進するにあたっては、こどもが、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めることとされました。
- こどもの意見表明の機会を確保するためには、市の施策や取組について、こどもに対するわかりやすい情報提供が必要です。また、こども・若者の意見を真剣に受け止め、聴いた意見がどのように扱われたのかをフィードバックするなど、自分の意見が社会にどのような影響を与えたかを知ることで、社会参画への意識の高まりや次の意見表明にもつながっていくため、意見の施策反映のプロセスを示すことも重要です。
- こどもの意見聴取や施策への反映は、対象となるこどもや施策の内容に応じて、適切な手法やタイミングを工夫・選択するとともに、継続的に取り組むことが必要です。
- また、疾病や障害のあるこどもや社会的養護下のこどもなど、意見を聞かれにくい状況にあるこども・若者の意見表明に対し、きめ細かなサポートを行うことが必要です。

## 施策の目標・方向性

### (1) 多様で柔軟な働き方と子育ての推進

- 子育て期における仕事と家事・育児等の調和が実現され、ライフステージが変化していく中でも、いきいきと活躍し、豊かな生活を送ることができるよう、企業に対する支援や認定等を通じて、多様で柔軟な働き方の推進など、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた取組を促進します。
- 男性の家事・育児等への参画を促し、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを意識し、男女が共に主体的に子育てを楽しみ、こどもの成長に関わっていくことができる社会の実現に向けた啓発や取組を、働き方の多様化や社会経済情勢の変化なども考慮して進めます。

### (2) こどもを大切に作る社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり

- こどもや子育てにやさしい「こどもまんなか」社会の実現に向けて、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく制度やサービスを利用できるように、地域社会、企業など様々な場で、こどもや子育て中の方々に応援する取組が広がるよう、市として各施策・事業を展開することや社会的な気運醸成の取組を進めます。
- 本市の持つ地域資源や図書館等を効果的に活用し、多様な知や人・文化との出会いや体験を通して、こどもの豊かな創造性や感性を育みながら、健やかな成長の原点となる遊びや体験活動を提供します。
- こどもやその家族が生活するための基盤として、子育て家庭に配慮した居住空間の認定や祖父母との世代間での支え合いによる子育てしやすい環境づくり、交通機関等のバリアフリー化、誰もが快適に利用できる公園整備など、安全・安心な環境の中で、親子が楽しみながら子育てができるまちづくりを推進していきます。
- こどもが巻き込まれる事故を防ぐため、日常生活や身の回り環境に潜む危険に気づくきっかけとなるよう、こどもの事故予防に関する啓発に取り組みます。また、児童生徒の通学路での見守りや交通安全教室など、こどもを事件や事故から守るための取組を推進します。

### (3) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

- より良い施策・事業の推進を通じてこどもの最善の利益を実現するため、施策・事業の目的や内容、意見を聴くこどもの状況などを考慮しつつ、様々な手法を組み合わせながら、こどもの声を聴く機会を確保していきます。
- こどもが、日常的に意見を言い合える機会、また、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、こどもが自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。
- また、こどもの意見表明の機会を適切に確保する前提として、市の取組について、こどもの視点に立った、わかりやすい情報提供に努めます。

- 第3期計画期間を通じて、こどもの意見表明の機会の確保や施策への反映方法について、先進事例に関する情報収集と実践を通じた課題の把握や改善の取組を継続して進めます。
- こどもと直接関わることのできる基礎自治体として、意見を聞かれにくい立場にあるこども・若者を含め、全てのこども・若者の意見表明の機会をより適切に確保していくことや施策へ反映していくことができるよう、継続的に検討を進めます。

## アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
男女共に仕事と子育てを両立できる環境が整備されている	市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	30% <sup>※1</sup> 【令和7年度】
こどもや子育てにやさしい地域づくりが進んでいる	子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20%

※1：横浜市男女共同参画行動計画で設定した令和7年度の目標値を第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値とし、横浜市男女共同参画行動計画にて新たな目標値を設定後、第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値として改めて設定する。

## 主な事業・取組

### 共に子育てをするための家事・育児支援

男女が共に主体的にワーク・ライフ・バランスを図りながら子育てを楽しみ、暮らすことができる社会の実現に向け、身近な地域での父親育児支援講座を実施します。併せて、ウェブサイトや広報物等で、男性の家事・育児支援に関する情報提供と市民への啓発を行います。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
地域における父親育児支援講座の参加者数	965人/年	5,500人(5か年)

### 男性の家事・育児への参画推進

性別役割分担に関する意識改革を進め、男性の家事・育児への参画を推進するため、夫婦やパートナー同士で家事・育児のあり方について話し合うきっかけづくりや、基本的な家事スキルを学ぶ講座等を実施します。

【令和5年度実績】

講座開催回数：2回

### 誰もが働きやすい職場環境づくりの推進

女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス企業」として認定し、認定企業の取組を市民や市内企業に対し広報・PRします。

また、企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方、女性活躍推進の重要性、具体的な方策等について情報提供するためのセミナーを開催します。

【令和5年度実績】

よこはまグッドバランス企業 認定企業数：233社（令和6年4月1日時点）

セミナー開催回数：6回

### 企業を対象としたセミナー等の実施

中小企業等の人材確保・定着、生産性向上に向けて、多様で柔軟な働き方を推進し、様々な人が働きやすい職場環境の整備を支援するため、市内中小企業を対象とした普及・啓発セミナー等を実施します。

【令和5年度実績】

セミナー開催（WEB・会場）：2回

### 子育て応援アプリ「パマトコ」（基本施策2の再掲）

「子育て応援サイト・アプリ『パマトコ』」を通じて、子育てに関する手続きのオンライン化を図るとともに、子育てに必要な情報を集約し、保護者・子ども一人ひとりに合わせて提供します。

想定事業量の名称	直近の現状値	令和11年度
対象となるこどもの年齢	未就学児まで 【令和6年度】	中学生まで

### 子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成（よこはま楽家事応援団）

子育て応援アプリ「パマトコ」のコンテンツの一つとして、ネットスーパーや時短家電などの情報を集約・発信し、利用を促進することで、子育て家庭の家事負担軽減を図り、時間的・心理的なゆとり創出につなげていきます。

### 祖父母世代に向けた孫育て支援

市民活動や地域貢献として子育て支援に関わりを持つきっかけをつくり、地域の中で子どもを育てる機運を高めること等を目的とした広報物を作成し、啓発を行います。

【令和5年度実績】

孫育てに関する啓発リーフレット配布：約700部

### 結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供

結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目のない支援」のための環境づくりに取り組むため、結婚を希望する独身・未婚者に向け、結婚や結婚後の生活、自身の将来展望、ライフプランについて考える機会を提供します。

【令和5年度実績】

結婚応援セミナー実施回数：1回

### 次世代重点分野立地促進助成事業

「子育てしたいまち、次世代を共に育むまち」の実現や脱炭素社会の推進に向け、子育て、脱炭素、モビリティ分野の次世代を担う重点分野の企業の市内進出等を助成金により支援し、横浜経済の持続的成長に資する企業の集積を図ります。

【令和5年度実績】

立地件数：10件（子育て：1件、脱炭素：4件、モビリティ：1件、その他：4件）

### 地域防犯活動支援事業

各区で実施される防犯活動への支援や、民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催、「子どもあんぜんフェスタ」等をはじめとするイベントでの広報・啓発活動、子ども安全・安心マップへの防犯情報の掲載などを通じて、地域におけるこどもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進します。

【令和5年度実績】

防犯啓発イベント実施回数：62回

### 福祉のまちづくり推進事業

「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ベビーカーでの移動など子育て家庭などにも配慮した環境の整備や、様々な世代で思いやりの気持ちを育む福祉教育などを通じて、福祉のまちづくりを推進します。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
鉄道駅舎へのエレベーター等の 設置による段差解消駅数	151 駅 (累計)	152 駅 (累計)

### 横浜市障害者等用駐車区画利用証制度

車いす使用者や妊産婦等、移動に配慮が必要な方が、幅の広い駐車区画や優先駐車区画を利用しやすくなるよう、横浜市障害者等用駐車区画利用証を交付する制度を開始します。ウェブサイトや広報物等により制度の浸透を図り、当該駐車区画の適正利用を推進します。

【令和6年度新規】

### 安全・安心な公園づくり

地域の憩いの場であり、こどもたちの遊び場でもある身近な公園等を市民が安全で安心して快適に利用できるよう区局一体となって新設・再整備や、施設改良、維持管理を進めます。

【令和5年度実績】

公園の新設・再整備：55箇所

### 地域子育て応援マンションの認定

バリアフリーや遮音性に配慮したファミリー向けのマンションに、地域向けの子育て支援施設（認可保育所、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場等）を併設したものを「横浜市地域子育て応援マンション」として認定し、子育て世帯等が安心して暮らせる住まいの確保につなげます。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
累計認定	6,743戸	—

### 断熱性能等を備えた良質な住宅の普及促進

#### <省エネ住宅住替え補助>

子育て世代を対象に、最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への住み替えに要する費用の一部を補助することで、「省エネ性能のより高い住宅」の普及等の促進を図りながら、子育て世代の市内転入や定住の促進につなげていきます。

#### <省エネ住宅普及促進事業>

多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発や、設計・施工者の技術力向上への支援などにより、「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進します。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
子育て世帯の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合	21.8%	30%

### 地域の総合的な移動サービス検討

子育て世代をはじめ誰もが移動しやすい環境を整えていくため、令和7年度までに新制度の運用を開始し、バスネットワークの維持や地域に適したきめ細かな移動サービスの充実に向けた取組をさらに進めていきます。

## こどもの交通安全対策の推進

### <交通安全教育の推進>

本市の幼児交通安全教育指導員が保育所・幼稚園を訪問し、幼児向けに交通安全の基本ルールなどを指導します。また、保護者に向けては、幼児同乗自転車に乗るときのポイントやルール等の講習・啓発を行い、小学生に向けては、衝突・巻き込み・死角実験などの疑似体験を交えながら、街中での正しい歩き方や自転車の正しい乗り方について指導します。

#### 【令和5年度実績】

幼児交通安全教育訪問指導回数：307回

保護者向け交通安全教室実施回数：23回

はまっ子交通あんぜん教室の実施回数：272回

### <こどもの通学路交通安全対策>

通学路におけるこどもの交通事故死ゼロに向けて、教育委員会事務局と連携しながら、通学路の安全点検や授業の教材として「こども・交通事故データマップ」の活用を進め、交通安全対策に取り組みます。

#### 【令和5年度実績】

こども・交通事故データマップの閲覧回数：1,418千回

## 読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実

市立図書館や学校図書館等の地域における読書活動を推進します。市民利用施設等で活動する読み聞かせや朗読等のボランティアの活動を支援するほか、日ごろ読書になじみのないこどもに読書の楽しさや読書活動を啓発するための読書イベントを開催します。

新たな図書館像を示した「図書館ビジョン」に基づき、「未来を担う子どもたちのための図書館」を実現するための取組を進めていきます。中央図書館1階では、親子連れやこどもたちが楽しく学べる、居心地の良い「のげやま子ども図書館」として整備します。令和6年度に乳幼児とその保護者が安心して遊び絵本を読んで過ごすことができる「親子フロア」を先行整備し、7年度以降にこどもたちが楽しく学べる「子どもフロア」を整備します。

#### 【令和5年度実績】

市民が読書に親しむ全市的な機会の創出：「二十歳の市民を祝うつどい」でのブックリスト配布、こども向け読書イベント「よこはま読書パーク」の開催

読み聞かせ、朗読等ボランティア活動推進のための支援回数：25回

横浜市図書館ビジョンの策定

新たなサービスや機能が充実した図書館情報システムへの更新

### 横浜トリエンナーレ事業

横浜トリエンナーレ会場等に来場した親子連れが、事前予約なしで当日気軽にアートを体験でき、文化芸術にふれあい親しむきっかけとなるようなアートワークショップを開催します。

横浜美術館会場内に、乳幼児向け休憩スペースや入場までの待ち時間を短縮することもファスト・トラック（親子連れ優先レーン）を設置し、子育て世代がゆとりをもって鑑賞しやすい環境を整えます。

### 子育て世代のスポーツ活動支援事業

子育て世代が気軽に安心してスポーツに取り組める環境を作るため、親子で共に楽しめるスポーツ体験会を開催します。

また、託児付きスポーツイベントの開催や、民間企業と連携した、子育て世代のスポーツの定着に向けた取組を実施します。

【令和5年度実績】

働く世代・子育て世代の週1回以上のスポーツ実施率：42.5%

### よこはま学援隊事業

P T A、自治会など関係機関と連携し、よこはま学援隊（学校の校舎、校門、通学路における見守り活動等を行う保護者や地域住民のボランティア）による登下校時の見守り活動への支援を行います。

【令和5年度実績】

申請校数：253校

### 安全教育・防災対策の推進

学校安全教育を推進するため、小学校・中学校・義務教育学校を対象に学校安全教育推進校を指定し、「横浜市防災教育の指針・指導資料」等を活用した授業実践、地域や近隣校と連携した防災訓練の実施等を行います。

【令和5年度実績】

学校安全教育推進事業実施校数：1校

## こどもの意見を聴く取組の推進

こども基本法、こども大綱及び「横浜市こども・子育て基本条例」に基づき、こども・若者の声が施策・事業等に反映されるよう、従来を主たる対象とした意見聴取や検討の機会に、こども・若者が主体的に参画し、積極的に意見を表明することができる仕組みを検討し、取り組みます。

意見を聞かれにくい立場にあるこども・若者を含め、全てのこども・若者の意見表明の機会をより適切に確保していくことができるよう、市の取組に関してこどもに対しわかりやすい情報提供を行うとともに、計画の点検・評価の仕組み等を通して、有識者や子育て支援者、当事者等で構成する横浜市子ども・子育て会議の意見をふまえて取り組みます。継続的に検討・実践・改善を進め、施策・事業の推進にこども・若者の声を反映していきます。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン素案

令和6年10月発行

横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-4281 FAX：045-663-8061

Email：kd-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/newplan.html>

## 第3期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」（案）について

### 【趣旨】

- ◆ 「横浜市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」）」には、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」（ニーズ量）及び量の見込みに対応する「確保方策」（確保量）を記載しています。
- ◆ 第3期計画の策定に向けて、第3期計画期間（令和7年度～11年度）中の「量の見込み」及び「確保方策」を設定する必要があります。
- ◆ 本日は、本部会で所掌する事業（次頁参照）に関する「量の見込み」及び「確保方策」について、ご審議いただきます。

### 【第3期計画策定までの今後の主なスケジュール（予定）】

令和6年7月頃～	各部会において、計画素案（案）（「量の見込み」及び「確保方策」を含む）の審議
令和6年9月頃	総会において、計画素案（案）（「量の見込み」及び「確保方策」を含む）のとりまとめ
令和6年10月頃	計画素案公表、パブリックコメントの実施
令和6年12月頃	総会において、パブリックコメント結果報告及び計画原案（案）の検討
令和7年2月	計画原案公表
令和7年3月	計画策定
令和7年3月下旬	総会において、計画策定報告

【参考】事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を記載する事業

事業区分		本市実施事業	所掌部会			
			子育て	保育・教育	放課後	
保育・教育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・保育所</li> </ul>		○		
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育</li> <li>・小規模保育</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育</li> </ul>				
地域子ども・子育て支援事業	1	妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦健康診査事業	○		
	2	乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん訪問事業	○		
	3	子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショートステイ</li> <li>・トワイライトステイ</li> <li>・母子生活支援施設緊急一時保護事業</li> </ul>	○		
	4	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児支援家庭訪問事業</li> <li>・養育支援家庭訪問事業</li> <li>・要保護児童対策地域協議会</li> <li>・親子関係形成支援事業</li> </ul>	○		
	5	病児保育事業	・病児保育事業	○		
	6	利用者支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜子育てパートナー</li> <li>・保育・教育コンサルジュ</li> <li>・統括支援員</li> <li>・母子保健コーディネーター</li> <li>・こども支援員</li> </ul>	○	○	
	7	時間外保育事業	・延長保育事業（夕延長）		○	
	8	放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後キッズクラブ（一部）</li> <li>・放課後児童クラブ</li> </ul>			○
	9	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点</li> <li>・親と子のつどいの広場</li> <li>・保育所等子育てひろば</li> <li>・幼稚園等はまっ子広場</li> </ul> 等	○		
	10	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園での一時預かり</li> <li>・保育所での一時保育</li> <li>・乳幼児一時預かり事業</li> <li>・親と子のつどいの広場での一時預かり</li> <li>・24時間型緊急一時保育</li> <li>・休日の一時保育</li> </ul>	○	○	
	11	子育て援助活動支援事業	・横浜子育てサポートシステム	○		

### (1) 算出根拠

国から、量の見込みの算出にあたっての考え方や算出方法が、全国一律の参酌標準（参考とすべき基準）として示されました（「基本指針」、「手引き」）。

本市では、これらをもとにして、必要に応じて本市の実情等を加味して、事業ごとに量の見込みを算出しています。

### (2) 第3期計画策定に向けて国から示されている内容

国から、新たに「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（以下「第三期手引き」）」が示されています。

その中で、量の見込みの算出等の考え方については、第一期の市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下「第一期手引き」）』の内容をベースに対応可能であることを示しながらも、自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能である点などが示されています。

### (3) 算出方法

一般的な算出方法としては、対象となる児童数（推計児童数）に、利用ニーズ把握のための調査（令和5年度実施）により求めた潜在家庭類型（父母の有無及び就労状況により8種類に分類）の割合と、各事業の利用意向の割合を掛け合わせた値を、計画最終年度の令和11年度の量の見込み（到達点）として算出しています。

また、令和11年度に向けた各年度（令和7年度～11年度）の量の見込みについては、令和5年度の実績値を起点として、令和11年度の量の見込み（到達点）に向けて平均的に増加（または減少）するものとして算出しています。

なお、各事業の特性や実績など個別事情等により、上記による算出が適当でない事業については、実情に応じて算出します。

**量の見込み = 推計児童数 × 潜在家庭類型の割合 × 利用意向の割合**

※ 上記は一般的な計算式であり、事業により算出方法は異なります。

※ 潜在家庭類型の割合、利用意向の割合は、ニーズ調査を基に算出します。

【参考】潜在家庭類型の種類（国の手引きから抜粋）

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間※～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間※～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間※～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間※～120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

※「下限時間」は、保育の必要性の下限時間（48～64 時間の間で市町村が定める時間）。  
横浜市は 64 時間。

## 2 推計児童数について

量の見込みの算出に用いる推計児童数は、令和 2 年度の国勢調査結果をもとに本市が令和 5 年度に算出した「横浜市将来人口推計（以下、「元推計」）」を一部補正※として算出します。

※補正内容：元推計の令和 6 年度の推計値を実績値に更新（置換）したうえで、元推計における年度ごとの増減率を使用し、令和 7 年度以降の推計児童数を算出

単位：人

	元推計	実績	推計児童数				
	R 6 年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
0歳	24,685	22,333	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
1歳	24,103	23,551	22,276	22,570	22,738	23,014	23,294
2歳	24,733	25,074	23,508	22,237	22,530	22,699	22,972
3歳	25,742	25,063	25,028	23,468	22,200	22,494	22,662
4歳	24,594	26,347	25,018	24,984	23,430	22,166	22,458
5歳	25,794	27,500	26,284	24,975	24,942	23,394	22,133
<b>0-5歳計</b>	<b>149,651</b>	<b>149,868</b>	<b>144,740</b>	<b>141,029</b>	<b>138,909</b>	<b>137,118</b>	<b>137,086</b>
6歳	26,986	28,054	27,428	26,279	24,917	24,895	23,380
7歳	27,422	28,873	27,984	27,357	26,273	24,860	24,849
8歳	28,540	30,120	28,822	27,913	27,287	26,266	24,805
9歳	29,696	30,595	30,048	28,769	27,844	27,221	26,258
10歳	29,494	30,288	30,525	29,979	28,717	27,776	27,154
11歳	29,862	31,210	30,348	30,564	30,016	28,762	27,811
12歳	30,218	30,870	31,261	30,406	30,600	30,053	28,806
13歳	30,668	31,930	30,919	31,313	30,464	30,637	30,088
14歳	31,523	31,948	31,981	30,969	31,364	30,521	30,674
15歳	31,478	32,003	31,991	32,032	31,017	31,413	30,577
16歳	32,106	32,316	32,465	32,420	32,476	31,447	31,853
17歳	32,467	32,376	32,754	32,921	32,842	32,913	31,870
<b>合計</b>	<b>510,111</b>	<b>520,451</b>	<b>511,266</b>	<b>501,951</b>	<b>492,726</b>	<b>483,882</b>	<b>475,211</b>

## 3 「量の見込み」及び「確保方策」（案）について

各事業の「量の見込み」及び「確保方策」（案）については、「別紙 1」及び「別紙 2」のとおりです。

■第3期計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる「量の見込み」及び「確保方策」（案）

事業名	本市事業	「量の見込み」の算出方法	確保方策の考え方	単位	区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
						計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査事業	各年度の量の見込み＝補助券を利用可能な妊婦人数 ×妊婦一人当たりの平均使用回数 ・補助券を利用可能な妊婦人数：妊娠届出数+妊婦異動届出数 ・妊婦一人当たりの平均使用回数：11回（R3～5年実績の平均）	・受診回数分の、妊婦健康診査費用補助券を交付することで、量の見込みに対する実施を確保する。	延べ受診回数 (回/年)	量の見込み	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317
					確保方策	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	各年度の量の見込み＝0歳推計児童数×訪問率（100%）	・事業周知を継続して徹底し、対象者に認知してもらうことで確実に訪問を実施する。	訪問件数 (件/年)、 訪問率	量の見込み	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
					確保方策	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
子育て短期支援事業	ショートステイ	①R11年度の量の見込み＝推計対象児童数×利用率 ・推計対象児童数：要保護児童数 ・利用率：0.19%（元年度・2年度・5年度の3か年平均） ②途中年度（R7～10年度）は、R5年度実績値から計画最終年度（R11年度）に向けて均等に量が推移するものとして算出。	・児童家庭支援センター及び乳児院等（18区22か所）において実施する。	延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	712	746	779	812	845
					確保方策	712	746	779	812	845
	トワイライトステイ	①R11年度の量の見込み＝推計対象児童数×利用率 ・推計対象児童数：要保護児童数 ・利用率：1.29%（元年度・2年度・5年度の3か年平均） ②途中年度（R7～10年度）は、R5年度実績値から計画最終年度（R11年度）に向けて均等に量が推移するものとして算出。		延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738
					確保方策	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738
	母子生活支援施設緊急一時保護事業	各年度の量の見込み＝母子生活支援緊急一時保護事業及び妊娠期支援事業の利用実績から算出		延べ利用世帯数 (世帯/年)	量の見込み	92	92	92	92	92
					確保方策	92	92	92	92	92
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業	家庭訪問 (対象児童の変更あり)	各年度の量の見込み＝過去3か年度（R3～5年度）の 平均値で算出 ※横浜市の制度改正(R3年度)により、要保護児童でなくても支援を受けられるようになったため、要保護児童数を用いない算出方法に変更。また、世帯によって利用回数に差が生じ、年度での変動幅が大きいため、単位を「訪問世帯数」に変更。	訪問世帯数 (世帯/年)	量の見込み	407	407	407	407	407
					確保方策	407	407	407	407	407
	ヘルパー	①R11年度の量の見込み＝推計児童数×(対象世帯数÷全児童数) ×平均利用回数 ・対象世帯数：R5年度の対象世帯数の実績 ・全児童数：R5年度の児童数の実績 ・平均利用回数：R5年度の利用実績の平均回数 ②途中年度（R7～10年度）は、R5年度実績値から計画最終年度（R11年度）に向けて均等に量が推移するものとして算出。		延べ派遣回数 (回/年)	量の見込み	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
					確保方策	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240

事業名	本市事業	「量の見込み」の算出方法	確保方策の考え方	単位	区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
						計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	
養育支援訪問事業 及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	①R11年度の量の見込み＝要保護児童数×実施割合×訪問回数 ・要保護児童数：推計児童数×児童数に対する要保護児童数の割合 ・実施割合：5.1%（R3～5年度の「訪問世帯数÷要保護児童数」の平均） ・訪問回数：18回 ②途中年度（R7～10年度）は、R5年度実績値から計画最終年度（R11年度）に向けて均等に量が推移するものとして算出。	・児童相談所の社会福祉主事、保育士、看護師、保健師等職員により実施する。	延べ実施回数（回/年）	量の見込み	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
			確保方策			4,313	4,607	4,902	5,195	5,490	
		ヘルパー	①R11年度の量の見込み＝要保護児童数×実施割合×派遣回数 ・要保護児童数：推計児童数×児童数に対する要保護児童数の割合 ・実施割合：2.2%（R3～5年度の「派遣世帯数÷要保護児童数」の平均） ・訪問回数：72回 ②途中年度（R7～10年度）は、R5年度実績値から計画最終年度（R11年度）に向けて均等に量が推移するものとして算出。	・委託事業者により実施する。	延べ実施回数（回/年）	量の見込み	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
						確保方策	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
	要保護児童対策地域協議会	①R11年度の量の見込み＝要保護児童数×個別ケース検討会議実施割合 ・要保護児童数：推計児童数×児童数に対する要保護児童数の割合 ・個別ケース検討会議実施割合：34% ②途中年度（R7～10年度）は、R5年度実績値から計画最終年度（R11年度）に向けて均等に量が推移するものとして算出。	・要保護児童等進管理台帳登録者数の増加見込に合わせて、個別ケース検討会議の実施を確保していく。 ・関係機関や地域との連携を更に推進し、地域ごとのネットワークづくりを進めていく。	要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数（件/年）	量の見込み	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035	
					確保方策	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035	
	親子関係形成支援事業【新規】	各年度の量の見込み＝推計児童数×本事業の利用が望ましい世帯の割合 ・本事業の利用が望ましい世帯の割合：児童数に対する要保護児童数の割合×要保護児童数に対する本事業の利用者数の比率 ・要保護児童数に対する本事業の利用者数の比率＝5%（過去3年の区での類似事業の実績（実施区において10～15人程度）を踏まえて設定）	・R7年度よりモデル事業で開始し、事業実施団体を順次増やす予定。 ※R7年度：3区、R8年度：6区、R9年度：9区、R10年度：12区、R11年度：18区。初年度は年間1コース、2年目以降は年間2コース（乳幼児、学齢期コース）を想定。）	実人数（人/年）	量の見込み	271	275	284	291	300	
					確保方策	30	90	150	210	300	
	病児保育事業	病児保育事業	各年度の量の見込み＝各区1か所を前提に、需要の高いエリアに複数か所を見込むよう設定	・未整備のエリアを優先的に整備する。 ・キャンセル率が4割を超えていることから、キャンセル率を低下させるための事業者の取組の支援や「当日キャンセル対応加算」の補助を行うなど、運営安定化を図り、新規参入につなげる。	実施箇所数（か所）	量の見込み	30	30	30	30	30
						確保方策	30	30	30	30	30
利用者支援に関する事業	横浜子育てパートナー	各年度の量の見込み＝各区の地域子育て支援拠点（拠点サテライトを含む）において実施するよう設定	・地域子育て支援拠点（拠点サテライト含む）に配置し、実施する。	実施箇所数（か所）	量の見込み	28	28	28	28	28	
					確保方策	28	28	28	28	28	
	統括支援員【新規】	各年度の量の見込み＝各区福祉保健センターにおいて実施するよう設定	・各区福祉保健センターに配置し、実施する。	実施箇所数（か所）	量の見込み	18	18	18	18	18	
					確保方策	調整中	18	18	18	18	
	母子保健コーディネーター	各年度の量の見込み＝各区福祉保健センターにおいて実施するよう設定	・各区福祉保健センターに配置し、実施する。	実施箇所数（か所）	量の見込み	18	18	18	18	18	
					確保方策	18	18	18	18	18	
	こども支援員【新規】	各年度の量の見込み＝各区福祉保健センターにおいて実施するよう設定	・各区福祉保健センターに配置し、実施する。	実施箇所数（か所）	量の見込み	18	18	18	18	18	
					確保方策	18	18	18	18	18	

事業名	本市事業	「量の見込み」の算出方法	確保方策の考え方	単位	区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
						計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	
地域子育て支援拠点事業	ア…地域子育て支援拠点 イ…親と子のつどいの広場 ウ…保育所等子育てひろば（常設）、幼稚園等はまっこ広場（常設） エ…その他（非常設の親子の居場所：子育て支援者、保育所等子育てひろば（市立非常設）、幼稚園等はまっこ広場（非常設）、子育てサロン）	①R11年度の量の見込み＝家庭類型別児童数×利用意向 ・利用意向＝利用意向率×利用意向日数 ②途中年度（R7～10年度）は、R5年度実績値から計画最終年度（R11年度）に向けて均等に量が推移するものとして算出。	・地域子育て支援拠点の開所日数の増で確保を図る。 ・常設の親子の居場所について、子どもを連れて歩いて行ける距離（おおむね徒歩15～20分圏内）を目安として整備する。また、幼稚園、保育所等の既存園の活用については、この考え方に留まらず、実施施設を拡充する。 ・出張ひろばなど地域子育て支援拠点による支援のアウトリーチなど、様々な手法を用いた事業展開を図る。	延べ利用者数 (人/月)	量の見込み	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878	
					確保方策		61,773	65,549	69,325	73,101	76,878
						ア	25,964	27,128	28,292	29,456	30,620
						イ	10,361	10,973	11,455	11,937	12,419
						ウ	4,724	5,204	5,384	5,566	5,730
エ	20,724	22,244	24,194	26,142	28,109						
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	その他 ウ…保育所での一時保育 エ…乳幼児一時預かり オ…親と子のつどいの広場での一時預かり カ…横浜子育てサポートシステム キ…24時間型緊急一時保育 ク…休日一時保育	①R11年度の量の見込み＝家庭類型別児童数×利用意向 －幼稚園での預かり保育の量の見込み ＋横浜子育てサポートシステムの小学生の量の見込み ・家庭類型別児童数：推計児童数×潜在家庭類型（割合） ・利用意向：利用意向率（割合）×利用意向日数 ※保育所等を利用している家庭においては、一時預かりの利用ではなく、在籍している保育所等を利用することから、利用意向から除く補正（休日や夜間のニーズは利用意向に含む）。 ②途中年度（R7～10年度）は、R5年度実績値から計画最終年度（R11年度）に向けて均等に量が推移するものとして算出。	各事業それぞれの状況に応じ、施設数の増（新規実施）や、既存施設での受け入れ増により、見込んでいく。	延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	318,067	341,366	364,664	387,963	411,262	
					確保方策		318,067	341,366	364,664	387,963	411,262
						ウ	114,710	123,045	133,960	144,856	156,714
						エ	118,309	131,751	139,820	147,890	155,952
						オ	7,644	7,974	8,309	8,641	8,973
						カ	75,585	76,759	80,719	84,702	87,730
						キ	1,426	1,440	1,455	1,469	1,484
ク	393	397	401	405	409						

(参考) 第2期計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる「量の見込み」及び「確保方策」

事業名	本市事業	事業概要	単位	区分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	
					上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成する。	延べ受診回数 (回/年)	量の見込み	332,291	330,662	329,029	283,032	272,524	
				確保方策	307,475	304,048	288,440	279,828		
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員(横浜市子育て支援者、民生委員・児童委員、主任児童委員等)が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行う。	訪問件数 (件/年)、 訪問率	量の見込み	25,117	24,872	24,728	21,961	21,236	
				確保方策	94.7%	95.0%	95.4%	96.1%	96.4%	
				量の見込み	25,279	23,203	22,431	22,564		
				確保方策	98.3%	93.3%	94.3%	98.3%		
子育て短期支援事業	ショートステイ	児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童家庭支援センター等での短期的な預かりを実施する。	延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	773	802	831	766	787	
				確保方策	(※) 729	(※) 569	(※) 566	(※) 646		
	トワイライトステイ		延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	5,918	6,390	6,863	6,647	6,833	
				確保方策	(※) 4,994	(※) 4,909	(※) 4,576	(※) 4,832		
	母子生活支援施設緊急一時保護事業		1 母子生活支援施設緊急一時保護事業 DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を母子生活支援施設に一時的に入所させ、身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援等を行い、母子世帯の福祉の向上を図る。 2 妊娠期支援事業 緊急一時保護事業の枠を活用して、出産後間もない乳児の養育に課題があると思われる妊産婦を母子生活支援施設に一時的に入所させ、妊娠中から保健指導等を含む支援を行い、安定した生活基盤を整える。	延べ利用世帯数 (世帯/年)	量の見込み	92	92	92	92	92
					確保方策	58	46	56	66	
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業	区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣する。	延べ実施回数 (回/年)	量の見込み	4,072	4,280	4,528	5,530	5,740	
				確保方策	(※) 3,852	(※) 4,122	(※) 2,667	(※) 2,933		
	ヘルパー		延べ実施回数 (回/年)	量の見込み	2,418	2,572	2,731	2,857	3,060	
				確保方策	(※) 2,962	(※) 1,815	(※) 1,747	(※) 2,216		
					2,418	2,572	2,731	2,857	3,060	
					2,962	1,815	1,747	2,216		

事業名	本市事業		事業概要	単位	区分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度		
						上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績		
養育支援訪問事業 及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、養育者の不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣する。	延べ実施回数 (回/年)	量の見込み	3,730 (※) 3,621	4,040 (※) 3,848	4,349 (※) 3,860	4,755 (※) 3,725	5,202		
					確保方策	3,730 3,621	4,040 3,848	4,349 3,860	4,755 3,725	5,202		
		ヘルパー		延べ実施回数 (回/年)	量の見込み	8,256 (※) 7,626	8,946 (※) 7,849	9,639 (※) 7,759	9,212 (※) 8,575	9,891		
					確保方策	8,256 7,626	8,946 7,849	9,639 7,759	9,212 8,575	9,891		
	要保護児童対策地域協議会				児童福祉法第25条の2に規定されている子どもを守るための地域ネットワーク。本市では、市全体の代表者による「代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）」、各区の実務者による「実務者会議（各区虐待防止連絡会）」、個々の事例に直接関わる関係者によって行われる「個別ケース検討会議」の構成。 「個別ケース検討会議」は、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、関係機関と共に支援方針を検討する重要な会議で、区や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、必要に応じて開催。	要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数（件/年）	量の見込み	1,848 1,540	1,905 1,681	1,954 1,856	1,813 1,942	1,879
							確保方策	1,848 1,540	1,905 1,681	1,954 1,856	1,813 1,942	1,879
							量の見込み					
							確保方策					
	親子関係形成支援事業 【第3期計画から掲載】		児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける。									
	病児保育事業	病児保育事業	病児又は病児回復期（ケガも含む）にあるため集団保育が困難な子どもを医療機関併設の病児保育室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業	実施箇所数 (か所)	量の見込み	29 29	29 29	29 29	29 29	29		
					確保方策	26 25	29 25	29 25	29 25	29		
					量の見込み	27 23	27 24	27 25	27 26	27		
利用者支援に関する事業	横浜子育てパートナー		子育て家庭の個別相談に対応し、子どもとその保護者・妊娠中の人の子育て支援に関する事業・制度等を適切に利用できるように、各区の地域子育て支援拠点に配置している専任スタッフ	実施箇所数 (か所)	量の見込み	27 23	27 24	27 25	27 26	27		
					確保方策	23 23	24 24	25 25	26 26	27		
					統括支援員 【第3期計画から掲載】							
					母子保健コーディネーター	区福祉保健センターに保健師・助産師等の専門職を配置し、主に妊娠届出時の面接から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図る。	実施箇所数 (か所)	量の見込み	18 18	18 18	18 18	18 18
	確保方策	18 18	18 18	18 18				18 18	18			
	こども支援員 【第3期計画から掲載】											

事業名	本市事業	事業概要	単位	区分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	
					上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	
地域子育て支援拠点事業	ア…地域子育て支援拠点 イ…親と子のつどいの広場 ウ…保育所等子育てひろば(常設)、幼稚園等はまっこ広場(常設) エ…その他(非常設の親子の居場所：子育て支援者、保育所等子育てひろば(非常設)、幼稚園等はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)	○地域子育て支援拠点事業：各区の子育ての総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる常設の居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の収集・提供等を行う。 ○親と子のつどいの広場事業：主にNPO法人などが、マンション等の一室を活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供等を行う。 ○保育所等子育てひろば・幼稚園等はまっ子広場：保育園や幼稚園の資源を活用して、地域の親子を対象とした施設の地域開放などを行う。	延べ利用者数 (人/月)	量の見込み	70,381	74,157	77,933	77,933	80,836	
					(※) 33,077	(※) 43,728	(※) 54,411	(※) 54,222		
				確保方策	ア	70,381	74,157	77,933	77,933	80,836
						33,077	43,728	54,422	54,225	
					イ	26,593	28,763	30,933	31,524	33,441
						13,420	17,013	20,519	23,040	
					ウ	10,340	10,784	11,236	11,120	11,446
						6,672	8,094	8,808	9,777	
					エ	10,060	10,656	11,257	11,375	11,915
						4,064	4,626	5,238	4,026	
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	その他 ウ…保育所での一時保育 エ…横浜保育室での一時保育 オ…乳幼児一時預かり カ…親と子のつどいの広場での一時預かり キ…横浜子育てサポートシステム ク…24時間型緊急一時保育 ケ…休日一時保育	○一時保育事業：認可保育所・公立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・横浜保育室での一時預かり ○乳幼児一時預かり事業：認可外保育施設において、パート勤務や病気、リフレッシュ等理由を問わず、子どもを預かる。 ○親と子のつどいの広場での一時預かり：広場を利用したことのある生後6か月以上3歳以下の市内に居住する子どもが対象の短時間の預かり ○横浜子育てサポートシステム事業：「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録して、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステム。生後57日から小学校6年生までの子ども対象。 ○24時間型緊急一時保育：夜間・宿泊も含め、24時間365日対応する一時保育する事業 ○休日の一時保育：日曜日や祝日の一時保育	延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	331,169	348,006	364,843	363,485	377,366	
					(※) 180,205	(※) 209,349	(※) 230,860	(※) 271,469		
				確保方策	ウ	331,169	348,006	364,843	363,485	377,366
						180,205	209,349	230,860	271,469	
					エ	145,936	151,406	152,216	149,120	149,574
						79,197	87,188	87,683	98,755	
					オ	2,970	1,942	1,916	417	414
						1,056	717	481	1,133	
					カ	106,335	115,851	129,029	132,929	143,892
						56,423	69,025	88,916	96,796	
キ	7,688	7,916	8,144		7,997	8,192				
	5,265	5,720	5,537		6,978					
ク	64,566	67,149	69,732	69,216	71,341					
	36,896	45,114	46,586	66,619						
ケ	1,305	1,331	1,356	1,404	1,523					
	875	1,184	1,398	959						
	2,369	2,411	2,450	2,402	2,430					
	493	401	259	229						

※事業の性質上、量の見込み(ニーズ量)の実績値を正確に把握することが難しいため、利用実績等を記載しています。

## 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「妊婦に対して健康診査を実施する事業」	
本市事業		妊婦健康診査事業	
事業内容		妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	
量の見込み算出の考え方	算出根拠	方法	国「基本指針」による ※国「手引き」に算出方法の記載無し
		概要	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 母子健康法の規定による望ましい基準及び各年度の同法に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 量の見込み＝「補助券を利用可能な妊婦人数」×「妊婦一人当たりの平均使用回数」 (1)「補助券を利用可能な妊婦人数」＝「妊娠届出数」＋「妊婦異動届出数」 ※推計児童数における0歳児の毎年度の増減率と同様に推移すると見込む。 (2)「妊婦一人当たりの平均使用回数」＝11回(R03～R05年実績の平均)</p>
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	
	指標(単位)	延べ受診回数(回/年)	
確保方策の考え方		<p>・量の見込みを目標値として、確保量を設定。 ・受診回数分の、妊婦健康診査費用補助券を交付することで、量の見込みに対する実施を確保する。 ・妊婦数の変動や妊娠期間中の転出入、助成申請期間が産後1年以内となっていることから、数の変動がある。</p>	
第2期計画からの変更等の考え方		変更なし	

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317
	確保方策	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317
鶴見区	量の見込み	24,313	24,568	24,823	25,078	25,375
	確保方策	24,313	24,568	24,823	25,078	25,375
神奈川区	量の見込み	21,131	21,353	21,574	21,796	22,054
	確保方策	21,131	21,353	21,574	21,796	22,054
西区	量の見込み	10,157	10,263	10,370	10,476	10,600
	確保方策	10,157	10,263	10,370	10,476	10,600
中区	量の見込み	10,289	10,397	10,504	10,612	10,738
	確保方策	10,289	10,397	10,504	10,612	10,738
南区	量の見込み	13,141	13,279	13,417	13,555	13,715
	確保方策	13,141	13,279	13,417	13,555	13,715
港南区	量の見込み	14,674	14,828	14,982	15,136	15,315
	確保方策	14,674	14,828	14,982	15,136	15,315
保土ヶ谷区	量の見込み	14,024	14,171	14,318	14,465	14,636
	確保方策	14,024	14,171	14,318	14,465	14,636
旭区	量の見込み	15,735	15,900	16,065	16,231	16,423
	確保方策	15,735	15,900	16,065	16,231	16,423
磯子区	量の見込み	12,047	12,174	12,300	12,427	12,574
	確保方策	12,047	12,174	12,300	12,427	12,574
金沢区	量の見込み	10,935	11,050	11,165	11,280	11,413
	確保方策	10,935	11,050	11,165	11,280	11,413
港北区	量の見込み	36,768	37,154	37,539	37,925	38,374
	確保方策	36,768	37,154	37,539	37,925	38,374
緑区	量の見込み	14,293	14,443	14,593	14,743	14,917
	確保方策	14,293	14,443	14,593	14,743	14,917
青葉区	量の見込み	22,026	22,257	22,488	22,719	22,988
	確保方策	22,026	22,257	22,488	22,719	22,988

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
都筑区	量の見込み	16,794	16,971	17,147	17,323	17,528
	確保方策	16,794	16,971	17,147	17,323	17,528
戸塚区	量の見込み	22,485	22,721	22,957	23,193	23,468
	確保方策	22,485	22,721	22,957	23,193	23,468
栄区	量の見込み	8,163	8,249	8,335	8,420	8,520
	確保方策	8,163	8,249	8,335	8,420	8,520
泉区	量の見込み	10,789	10,902	11,015	11,129	11,260
	確保方策	10,789	10,902	11,015	11,129	11,260
瀬谷区	量の見込み	8,066	8,151	8,236	8,320	8,419
	確保方策	8,066	8,151	8,236	8,320	8,419

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「乳児家庭全戸訪問事業」	
	本市事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	
	事業内容	子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員(横浜市子育て支援者、民生委員・児童委員、主任児童委員等)が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳	
	算出根拠	方法	国「基本指針」による ※国「手引き」に算出方法の記載無し
		概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国の「基本指針」における参酌標準(抜粋) 出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</li> <li>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「量の見込み」=「各年度0歳推計児童数」×「各年度訪問率※」 ※全区で令和7～11年度の訪問率100%とする。</li> </ul>
	第2期計画からの変更等の考え方	令和5年度に伴走型相談支援を開始し、こんにちは赤ちゃん訪問を子育て応援金の申請要件としたため、訪問率が前年度から4ポイントと大幅に上昇(R4年度:94.3%→R5年度:98.3%)。訪問率は、第2期計画では直近3か年度の平均伸び率を基に算出していたが、令和7年度に伴走型相談支援が法制化されるため、第3期計画では全戸訪問を目指し訪問率100%とする。そのため、訪問件数は出生数と一致する。	
	指標(単位)	訪問件数(件/年) 及び 訪問率(%)	
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度の「量の見込み」における訪問率を、確保の実施目標(確保目標)とする。</li> <li>・「訪問件数」は出生数により変動があることから、主に「訪問率」を指標として進捗管理する。</li> <li>・事業周知を継続して徹底し、対象者に認知してもらうことで確実に訪問を実施する。</li> </ul>		
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
		100%	100%	100%	100%	100%
鶴見区	量の見込み	1,815	1,844	1,873	1,907	1,931
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	1,815	1,844	1,873	1,907	1,931
		100%	100%	100%	100%	100%
神奈川区	量の見込み	1,520	1,558	1,598	1,635	1,672
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	1,520	1,558	1,598	1,635	1,672
		100%	100%	100%	100%	100%
西区	量の見込み	751	773	793	814	830
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	751	773	793	814	830
		100%	100%	100%	100%	100%
中区	量の見込み	730	735	741	752	758
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	730	735	741	752	758
		100%	100%	100%	100%	100%
南区	量の見込み	977	989	1,001	1,019	1,030
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	977	989	1,001	1,019	1,030
		100%	100%	100%	100%	100%
港南区	量の見込み	1,270	1,272	1,281	1,278	1,277
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	1,270	1,272	1,281	1,278	1,277
		100%	100%	100%	100%	100%

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保土ヶ谷区	量の見込み	1,126	1,138	1,152	1,169	1,176
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	1,126	1,138	1,152	1,169	1,176
		100%	100%	100%	100%	100%
旭区	量の見込み	1,260	1,255	1,259	1,263	1,263
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	1,260	1,255	1,259	1,263	1,263
		100%	100%	100%	100%	100%
磯子区	量の見込み	966	962	964	967	967
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	966	962	964	967	967
		100%	100%	100%	100%	100%
金沢区	量の見込み	930	927	931	939	941
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	930	927	931	939	941
		100%	100%	100%	100%	100%
港北区	量の見込み	2,776	2,824	2,878	2,941	2,984
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	2,776	2,824	2,878	2,941	2,984
		100%	100%	100%	100%	100%
緑区	量の見込み	1,137	1,142	1,152	1,163	1,176
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	1,137	1,142	1,152	1,163	1,176
		100%	100%	100%	100%	100%
青葉区	量の見込み	1,801	1,805	1,824	1,841	1,857
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	1,801	1,805	1,824	1,841	1,857
		100%	100%	100%	100%	100%
都筑区	量の見込み	1,427	1,435	1,450	1,467	1,485
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	1,427	1,435	1,450	1,467	1,485
		100%	100%	100%	100%	100%
戸塚区	量の見込み	1,779	1,786	1,809	1,829	1,847
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	1,779	1,786	1,809	1,829	1,847
		100%	100%	100%	100%	100%
栄区	量の見込み	709	707	714	722	727
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	709	707	714	722	727
		100%	100%	100%	100%	100%
泉区	量の見込み	926	921	921	921	920
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	926	921	921	921	920
		100%	100%	100%	100%	100%
瀬谷区	量の見込み	726	722	728	724	726
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	726	722	728	724	726
		100%	100%	100%	100%	100%

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7~11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「子育て短期支援事業」	
本市事業		①ショートステイ、トワイライトステイ	
事業内容		児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童家庭支援センター等での短期的な預かりを実施します。 利用にあたっては、児童家庭支援センターへの登録が必要となります。事業内容として、宿泊を伴う「ショートステイ」、夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」を実施しています。	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳～(おおむね)12歳	
	算出根拠	方法	本市独自の方法による
		概要	<p>■本市における算出の考え方 本市における当該事業の主たる事業対象者は要支援家庭等であり、国の「手引き」による対象者(全家庭類型、冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法により算出する。</p> <p>■本市における算出方法 計画最終年度(R11年度)の量の見込み 「量の見込み(人)」=「推計対象児童数(人)」×「利用率」 ・「推計対象児童数(人)」=要保護児童数(R11年度0歳～12歳:4,448人) ・年度ごとの推計対象児童数は、各区の要保護児童数の推計値を基礎とする。 ・「利用率」:ショートステイ=0.19、トワイライトステイ=1.29 (R元年度、R2年度、R5年度の3か年平均による割合) ※ 計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、R11年度の量の見込みを算出。途中年度については、R5年度実績値から均等に量が推移するものとして算出。 ※ 「要保護児童数」の推計の考え方 ① R2年度末、R5年度末の出現率を求める。 ② 3年あたりの出現率の増加率を求める。3で割り返して1年あたりの増加率を算出する。 ③ 各年度の出現率を求める。R5年度末から②で求めた1年あたりの出現率の増加分を順に掛けていく。 ④ 各年度の全市の要保護児童数を求める(各年度末の児童人口*③で求めた出現率)。</p>
	第2期計画からの変更等の考え方	・利用率の算出にあたり直近のR元、R2、R5年度を使用(新型コロナの影響が大きく表れたR3、4年度を除外)。	
	指標(単位)	延べ利用者数(人/年)	
確保方策の考え方	・児童家庭支援センター及び乳児院等、18区22か所で実施。		
第2期計画からの変更等の考え方	なし		

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
全市	ショートステイ	量の見込み	712	746	779	812	845
		確保方策	712	746	779	812	845
	トワイライトステイ	量の見込み	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738
		確保方策	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738
鶴見区	ショートステイ	量の見込み	56	58	61	63	66
		確保方策	56	58	61	63	66
	トワイライトステイ	量の見込み	400	412	424	436	448
		確保方策	400	412	424	436	448
神奈川区	ショートステイ	量の見込み	45	47	50	52	54
		確保方策	45	47	50	52	54
	トワイライトステイ	量の見込み	327	336	346	355	364
		確保方策	327	336	346	355	364
西区	ショートステイ	量の見込み	22	23	24	25	26
		確保方策	22	23	24	25	26
	トワイライトステイ	量の見込み	157	162	166	171	175
		確保方策	157	162	166	171	175
中区	ショートステイ	量の見込み	23	24	25	26	28
		確保方策	23	24	25	26	28
	トワイライトステイ	量の見込み	168	172	177	181	186
		確保方策	168	172	177	181	186

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
南区	ショートステイ	量の見込み	31	32	33	35	36
		確保方策	31	32	33	35	36
	トワイライトステイ	量の見込み	220	227	233	239	246
		確保方策	220	227	233	239	246
港南区	ショートステイ	量の見込み	41	43	45	46	48
		確保方策	41	43	45	46	48
	トワイライトステイ	量の見込み	293	302	310	319	328
		確保方策	293	302	310	319	328
保土ヶ谷区	ショートステイ	量の見込み	37	39	40	42	44
		確保方策	37	39	40	42	44
	トワイライトステイ	量の見込み	266	274	282	290	298
		確保方策	266	274	282	290	298
旭区	ショートステイ	量の見込み	43	45	47	49	51
		確保方策	43	45	47	49	51
	トワイライトステイ	量の見込み	313	322	331	340	349
		確保方策	313	322	331	340	349
磯子区	ショートステイ	量の見込み	30	32	33	34	36
		確保方策	30	32	33	34	36
	トワイライトステイ	量の見込み	217	224	230	237	243
		確保方策	217	224	230	237	243
金沢区	ショートステイ	量の見込み	31	32	34	35	37
		確保方策	31	32	34	35	37
	トワイライトステイ	量の見込み	224	230	237	244	250
		確保方策	224	230	237	244	250
港北区	ショートステイ	量の見込み	77	80	84	88	91
		確保方策	77	80	84	88	91
	トワイライトステイ	量の見込み	554	570	587	603	619
		確保方策	554	570	587	603	619
緑区	ショートステイ	量の見込み	37	39	41	43	44
		確保方策	37	39	41	43	44
	トワイライトステイ	量の見込み	268	276	284	292	300
		確保方策	268	276	284	292	300
青葉区	ショートステイ	量の見込み	60	63	65	68	71
		確保方策	60	63	65	68	71
	トワイライトステイ	量の見込み	431	443	456	469	481
		確保方策	431	443	456	469	481
都筑区	ショートステイ	量の見込み	47	50	52	54	56
		確保方策	47	50	52	54	56
	トワイライトステイ	量の見込み	341	351	361	372	382
		確保方策	341	351	361	372	382
戸塚区	ショートステイ	量の見込み	60	63	66	69	71
		確保方策	60	63	66	69	71
	トワイライトステイ	量の見込み	433	446	459	471	484
		確保方策	433	446	459	471	484
栄区	ショートステイ	量の見込み	22	23	24	25	26
		確保方策	22	23	24	25	26
	トワイライトステイ	量の見込み	159	164	169	173	178
		確保方策	159	164	169	173	178

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
泉区	ショートステイ	量の見込み	28	30	31	33	34
		確保方策	28	30	31	33	34
	トワイライトステイ	量の見込み	205	211	217	223	229
		確保方策	205	211	217	223	229
瀬谷区	ショートステイ	量の見込み	22	23	24	25	26
		確保方策	22	23	24	25	26
	トワイライトステイ	量の見込み	158	163	167	172	178
		確保方策	158	163	167	172	178

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「子育て短期支援事業」	
本市事業		②母子生活支援施設緊急一時保護事業	
事業内容		1 母子生活支援施設緊急一時保護事業 DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を母子生活支援施設に一時的に入所させ、身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援等を行い、母子世帯の福祉の向上を図ります。 2 妊娠期支援事業 緊急一時保護事業の枠を活用して、出産後間もない乳児の養育に課題があると思われる妊産婦を母子生活支援施設に一時的に入所させ、妊娠中から保健指導等を含む支援を行い、安定した生活基盤を整えます。	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳～17歳(同伴児童の年齢)	
	算出根拠	方法	本市独自の方法による
		概要	■本市における算出の考え方 当該事業は国の「子育て短期支援事業」の枠組みの中で実施しているものであるが、内容が国の「手引き」による対象者(全家庭類型、冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法により算出する。 ■本市における算出方法 本市における母子生活支援施設緊急一時保護事業及び妊娠期支援事業の利用実績から算出する。 ※区別の量の見込みは、【各区女性人口/全市女性人口】割合で計算
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	
	指標(単位)	延べ利用世帯数(世帯/年)	
確保方策の考え方	・母子生活支援施設(7施設)での実施を想定。		
第2期計画からの変更等の考え方	変更なし		

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	92	92	92	92	92
	確保方策	92	92	92	92	92
鶴見区	量の見込み	7	7	7	7	7
	確保方策	7	7	7	7	7
神奈川区	量の見込み	6	6	7	7	7
	確保方策	6	6	7	7	7
西区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
中区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
南区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
港南区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
保土ヶ谷区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
旭区	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
磯子区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
金沢区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4
港北区	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保方策	10	10	10	10	10
緑区	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保方策	4	4	4	4	4

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
青葉区	量の見込み	8	8	8	8	8
	確保方策	8	8	8	8	8
都筑区	量の見込み	6	6	5	5	5
	確保方策	6	6	5	5	5
戸塚区	量の見込み	7	7	7	7	7
	確保方策	7	7	7	7	7
栄区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
泉区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
瀬谷区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」	
	本市事業	①育児支援家庭訪問事業	
	事業内容	区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳～17歳	
	算出根拠	方法	・育児支援家庭訪問員:国「基本指針」による ※「手引き」に算出方法の記載無し ・育児支援ヘルパー:国「手引き」を一部アレンジ ※新たに示された「子育て世帯訪問支援事業」の算出方法
		概要	■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。  1 育児支援家庭訪問員 ■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 過去の利用実績などから利用者のニーズを推測して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定 過去3か年度(R3～R5)の平均値(407世帯)を基に算出  2 育児支援ヘルパー ■国「手引き」による計画最終年度(R11年度)の量の見込み 「量の見込み」=「推計児童数」×「対象世帯数」÷「全児童数」×平均利用回数 (1)「対象世帯数」…R5年度の区毎の実績 (2)「全児童数」…R5年度の区毎の実績 (3)「平均利用回数」…R5年度の区毎の平均回数 ■国「手引き」のアレンジ 途中年度については、計画最終年度(R11年度)に向けて均等に量が推移するものとして算出。
	第2期計画からの変更等の考え方	1 育児支援家庭訪問員 横浜市の制度改正(R3年度)により、これまで要保護児童を対象としていたが、要保護児童でなくても支援を受けられるようになったため、要保護児童等数を用いない算出方法に変更。 また、世帯によって利用回数に差が生じ、年度での変動幅が大きいため、訪問世帯数に変更。  2 育児支援ヘルパー 「子育て世帯訪問支援事業」に位置付けるため、国「手引き」を一部アレンジした算出方法に変更	
指標(単位)	育児支援家庭訪問:訪問世帯数(世帯/年) 育児支援ヘルパー:延べ派遣回数(回/年)		
確保方策の考え方		・家庭訪問は会計年度職員(月額・日額の看護職)により、ヘルパーは委託事業者により、それぞれ実施する。	
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
全市	家庭訪問	量の見込み	407	407	407	407	407
		確保方策	407	407	407	407	407
	ヘルパー	量の見込み	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
		確保方策	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
鶴見区	家庭訪問	量の見込み	16	16	16	16	16
		確保方策	16	16	16	16	16
	ヘルパー	量の見込み	516	516	516	516	516
		確保方策	516	516	516	516	516
神奈川区	家庭訪問	量の見込み	11	11	11	11	11
		確保方策	11	11	11	11	11
	ヘルパー	量の見込み	110	110	110	110	110
		確保方策	110	110	110	110	110
西区	家庭訪問	量の見込み	14	14	14	14	14
		確保方策	14	14	14	14	14
	ヘルパー	量の見込み	5	7	9	12	14
		確保方策	5	7	9	12	14
中区	家庭訪問	量の見込み	16	16	16	16	16
		確保方策	16	16	16	16	16
	ヘルパー	量の見込み	123	123	123	124	124
		確保方策	123	123	123	124	124

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
南区	家庭訪問	量の見込み	24	24	24	24	24
		確保方策	24	24	24	24	24
	ヘルパー	量の見込み	70	70	70	70	70
		確保方策	70	70	70	70	70
港南区	家庭訪問	量の見込み	28	28	28	28	28
		確保方策	28	28	28	28	28
	ヘルパー	量の見込み	300	300	300	300	300
		確保方策	300	300	300	300	300
保土ヶ谷区	家庭訪問	量の見込み	14	14	14	14	14
		確保方策	14	14	14	14	14
	ヘルパー	量の見込み	167	168	168	168	168
		確保方策	167	168	168	168	168
旭区	家庭訪問	量の見込み	34	34	34	34	34
		確保方策	34	34	34	34	34
	ヘルパー	量の見込み	257	257	256	256	256
		確保方策	257	257	256	256	256
磯子区	家庭訪問	量の見込み	15	15	15	15	15
		確保方策	15	15	15	15	15
	ヘルパー	量の見込み	151	151	150	150	150
		確保方策	151	151	150	150	150
金沢区	家庭訪問	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
	ヘルパー	量の見込み	103	103	103	104	104
		確保方策	103	103	103	104	104
港北区	家庭訪問	量の見込み	38	38	38	38	38
		確保方策	38	38	38	38	38
	ヘルパー	量の見込み	7	7	7	7	7
		確保方策	7	7	7	7	7
緑区	家庭訪問	量の見込み	8	8	8	8	8
		確保方策	8	8	8	8	8
	ヘルパー	量の見込み	104	104	104	104	104
		確保方策	104	104	104	104	104
青葉区	家庭訪問	量の見込み	20	20	20	20	20
		確保方策	20	20	20	20	20
	ヘルパー	量の見込み	97	97	96	96	96
		確保方策	97	97	96	96	96
都筑区	家庭訪問	量の見込み	55	55	55	55	55
		確保方策	55	55	55	55	55
	ヘルパー	量の見込み	15	15	15	15	15
		確保方策	15	15	15	15	15
戸塚区	家庭訪問	量の見込み	27	27	27	27	27
		確保方策	27	27	27	27	27
	ヘルパー	量の見込み	80	81	81	81	81
		確保方策	80	81	81	81	81
栄区	家庭訪問	量の見込み	24	24	24	24	24
		確保方策	24	24	24	24	24
	ヘルパー	量の見込み	2	4	5	6	7
		確保方策	2	4	5	6	7

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
泉区	家庭訪問	量の見込み	24	24	24	24	24
		確保方策	24	24	24	24	24
	ヘルパー	量の見込み	27	28	28	28	28
		確保方策	27	28	28	28	28
瀬谷区	家庭訪問	量の見込み	21	21	21	21	21
		確保方策	21	21	21	21	21
	ヘルパー	量の見込み	91	91	90	90	90
		確保方策	91	91	90	90	90

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」	
本市事業		②養育支援家庭訪問事業	
事業内容		児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、養育者の不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ることを目的とします。 ①養育支援家庭訪問員(社会福祉主事任用資格、保育士、看護師、保健師のいずれかの有資格者)の継続訪問による相談・支援 ②養育支援ヘルパー(委託)による家事・養育の援助	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳～17歳	
	算出根拠	方法	国「基本指針」による ※「手引き」に算出方法の記載無し
		概要	■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。 ■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 1 養育支援家庭訪問員 計画最終年度(R11年度)の量の見込み 「量の見込み(回/年)」=「要保護児童数」×「実施割合」×「訪問回数(回/年)」 ・「要保護児童数」=要保護児童数の推計の考え方については、要保護児童対策地域協議会の頁を参照 ・「実施割合」=5.1%(R3～R5年度の「訪問世帯数/要保護児童数」の平均) ・「訪問回数(回/年)」=R11年度見込みを18回とする(R3～R5年度平均14.3回) 2 養育支援ヘルパー 計画最終年度(R11年度)の量の見込み 「量の見込み(回/年)」=「要保護児童数」×「実施割合」×「派遣回数(回/年)」 ・「要保護児童数」=要保護児童数の推計の考え方については、要保護児童対策地域協議会の頁を参照 ・「実施割合」=2.2%(R3～R5年度の「派遣世帯数/要保護児童数」の平均) ・「派遣回数(回/年)」=R11年度見込みを72回とする(R3～R5年度平均68.9回) ※第3期計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、R11年度の量の見込みを算出。途中年度については、R5年度実績から均等に量が推移するものとして算出。
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	
	指標(単位)	延べ実施回数(回/年)	
確保方策の考え方		・要保護児童数の増加見込に合わせて実施を確保していく。 ・家庭訪問は会計年度任用職員(社会福祉主事、保育士、看護師、保健師等)により、ヘルパーは委託事業者により、それぞれ実施する。	
第2期計画からの変更等の考え方		変更なし	

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
全市	家庭訪問	量の見込み	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
		確保方策	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
	ヘルパー	量の見込み	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
		確保方策	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
鶴見区	家庭訪問	量の見込み	339	363	386	409	432
		確保方策	339	363	386	409	432
	ヘルパー	量の見込み	740	753	766	779	792
		確保方策	740	753	766	779	792
神奈川区	家庭訪問	量の見込み	269	287	305	324	342
		確保方策	269	287	305	324	342
	ヘルパー	量の見込み	538	548	557	567	576
		確保方策	538	548	557	567	576
西区	家庭訪問	量の見込み	127	136	145	153	162
		確保方策	127	136	145	153	162
	ヘルパー	量の見込み	269	274	279	283	288
		確保方策	269	274	279	283	288

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
中区	家庭訪問	量の見込み	141	151	161	170	180
		確保方策	141	151	161	170	180
	ヘルパー	量の見込み	269	274	279	283	288
		確保方策	269	274	279	283	288
南区	家庭訪問	量の見込み	184	196	209	221	234
		確保方策	184	196	209	221	234
	ヘルパー	量の見込み	404	411	418	425	432
		確保方策	404	411	418	425	432
港南区	家庭訪問	量の見込み	240	257	273	290	306
		確保方策	240	257	273	290	306
	ヘルパー	量の見込み	471	479	488	496	504
		確保方策	471	479	488	496	504
保土ヶ谷区	家庭訪問	量の見込み	226	242	257	273	288
		確保方策	226	242	257	273	288
	ヘルパー	量の見込み	471	479	488	496	504
		確保方策	471	479	488	496	504
旭区	家庭訪問	量の見込み	269	287	305	324	342
		確保方策	269	287	305	324	342
	ヘルパー	量の見込み	538	548	557	567	576
		確保方策	538	548	557	567	576
磯子区	家庭訪問	量の見込み	184	196	209	221	234
		確保方策	184	196	209	221	234
	ヘルパー	量の見込み	404	411	418	425	432
		確保方策	404	411	418	425	432
金沢区	家庭訪問	量の見込み	198	211	225	238	252
		確保方策	198	211	225	238	252
	ヘルパー	量の見込み	404	411	418	425	432
		確保方策	404	411	418	425	432
港北区	家庭訪問	量の見込み	453	483	514	545	576
		確保方策	453	483	514	545	576
	ヘルパー	量の見込み	942	959	975	992	1,008
		確保方策	942	959	975	992	1,008
緑区	家庭訪問	量の見込み	226	242	257	273	288
		確保方策	226	242	257	273	288
	ヘルパー	量の見込み	471	479	488	496	504
		確保方策	471	479	488	496	504
青葉区	家庭訪問	量の見込み	368	393	418	443	468
		確保方策	368	393	418	443	468
	ヘルパー	量の見込み	740	753	766	779	792
		確保方策	740	753	766	779	792
都筑区	家庭訪問	量の見込み	297	317	337	358	378
		確保方策	297	317	337	358	378
	ヘルパー	量の見込み	606	616	627	637	648
		確保方策	606	616	627	637	648
戸塚区	家庭訪問	量の見込み	368	393	418	443	468
		確保方策	368	393	418	443	468
	ヘルパー	量の見込み	740	753	766	779	792
		確保方策	740	753	766	779	792

第3期計画			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
栄区	家庭訪問	量の見込み	127	136	145	153	162
		確保方策	127	136	145	153	162
	ヘルパー	量の見込み	269	274	279	283	288
		確保方策	269	274	279	283	288
泉区	家庭訪問	量の見込み	170	181	193	204	216
		確保方策	170	181	193	204	216
	ヘルパー	量の見込み	337	342	348	354	360
		確保方策	337	342	348	354	360
瀬谷区	家庭訪問	量の見込み	127	136	145	153	162
		確保方策	127	136	145	153	162
	ヘルパー	量の見込み	269	274	279	283	288
		確保方策	269	274	279	283	288

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」	
本市事業		③要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)	
事業内容		<p>「要保護児童対策地域協議会」は、児童福祉法第25条の2に規定されている子どもを守るための地域ネットワークで、要保護児童等の適切な保護または適切な支援のため、関係機関が円滑に連携していくことを目的として設置しています。本市の「要保護児童対策地域協議会」は、市全体の代表者による「代表者会議(横浜市子育てSOS連絡会)」、各区の実務者による「実務者会議(各区虐待防止連絡会)」、個々の事例に直接関わる関係者によって行われる「個別ケース検討会議」の、3つで構成されています。</p> <p>「個別ケース検討会議」は、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、関係機関と共に支援方針を検討する重要な会議で、区や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、必要に応じて開催します。</p>	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳～17歳	
	算出根拠	方法	国「基本指針」による ※「手引き」に算出方法の記載無し
		概要	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要保護児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 計画最終年度(R11年度)の量の見込み 「量の見込み(件/年)」=「要保護児童数(推計)」×「個別ケース検討会議実施割合」 ※計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、R11年度の量の見込みを算出。途中年度については、R5年度実績から均等に量が推移するものとして算出。</p> <p>・「要保護児童数」の算出方法: 1 R2年度(R3.3月末時点)の区別の要保護児童数を、R2年度の区別の児童人口で除して、区別の児童人口に対する要保護児童数の割合を算出:① 2 R5年度(R6.3月末時点)の区別の要保護児童数を、R5年度の区別の児童人口で除して、区別の児童人口に対する要保護児童数の割合を算出:② 3 ①と②を比較し、区別の児童人口に対する要保護児童数の割合の1年あたりの増減率を算出する:③ 4 ③の増減率を用いてR11年度の区別の児童人口に対する要保護児童数の割合を算出:④ 5 R11年度の区別の児童推計人口に④を乗じて、R11年度の「要保護児童数」を推計</p> <p>・個別ケース検討会議実施割合:34% (R2年度からR5年度の4か年の要保護児童数に対する「個別ケース検討会議」の実施割合の全市平均34%)</p>
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	
	指標(単位)	要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数(件/年)	
確保方策の考え方	<p>・要保護児童等進行管理台帳登録者数の増加見込に合わせて、個別ケース検討会議の実施を確保していく。</p> <p>・関係機関や地域との連携を更に推進し、地域ごとのネットワークづくりを進めていく。</p>		
第2期計画からの変更等の考え方	変更なし		

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035
	確保方策	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035
鶴見区	量の見込み	157	158	159	160	162
	確保方策	157	158	159	160	162
神奈川区	量の見込み	124	125	126	127	128
	確保方策	124	125	126	127	128
西区	量の見込み	57	58	58	58	59
	確保方策	57	58	58	58	59
中区	量の見込み	67	67	68	68	69
	確保方策	67	67	68	68	69
南区	量の見込み	85	86	86	87	88
	確保方策	85	86	86	87	88
港南区	量の見込み	109	110	111	112	113
	確保方策	109	110	111	112	113
保土ヶ谷区	量の見込み	101	102	103	104	105
	確保方策	101	102	103	104	105
旭区	量の見込み	121	122	123	124	125
	確保方策	121	122	123	124	125

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
磯子区	量の見込み	85	86	86	87	88
	確保方策	85	86	86	87	88
金沢区	量の見込み	88	89	89	90	91
	確保方策	88	89	89	90	91
港北区	量の見込み	207	208	210	212	214
	確保方策	207	208	210	212	214
緑区	量の見込み	102	103	104	105	106
	確保方策	102	103	104	105	106
青葉区	量の見込み	170	171	173	174	176
	確保方策	170	171	173	174	176
都筑区	量の見込み	132	134	135	136	137
	確保方策	132	134	135	136	137
戸塚区	量の見込み	164	166	167	168	170
	確保方策	164	166	167	168	170
栄区	量の見込み	60	60	61	61	62
	確保方策	60	60	61	61	62
泉区	量の見込み	77	78	79	79	80
	確保方策	77	78	79	79	80
瀬谷区	量の見込み	60	60	61	61	62
	確保方策	60	60	61	61	62

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7~11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」	
	本市事業	親子関係形成支援事業	
	事業内容	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	18歳未満の児童とその保護者	
	算出根拠	方法	国「手引き」の一部をアレンジ
		概要	<p>■国の「量の見込み」の考え方                      【量の見込み(人)】=【A推計児童数(人)】×【C対象世帯数(件)】/【B全児童数(人)】                      ※なお、対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合(一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合)を求め、対象児童数を求めることも可能とする。</p> <p>■国の考え方を踏まえた本市における算出方法                      【量の見込み(人)】=【A推計児童数(人)】×【本事業の利用が望ましい世帯の割合】                      &lt;本事業の利用が望ましい世帯の考え方&gt;                      【児童人口に対する要保護児童数(割合)】×【要保護児童数に対する本事業の利用者数(比率)】                      ・【要保護児童数に対する本事業の利用者数(比率)】は、過去3年の区づくり推進費による類似事業の実績(実施区において10~15人程度)を踏まえ、要保護児童数比0.05を見込む。(本事業の利用者は要保護児童に限らないが、要保護児童も対象者の一部であり、高い相関関係が認められるため、一定の比率で推移することを想定)                      ・要保護児童数の推計の考え方については、要保護児童対策地域協議会の頁を参照</p>
	指標(単位)	実人数(人/年)	
確保方策の考え方		令和7年度よりモデル事業で開始し、事業実施団体を順次増やす予定。(R7:3区、R8:6区、R9:9区、R10:12区、R11:18区。初年度は年間1コース、2年目以降は年間2コース(乳幼児、学齢期コース)を想定。 令和11年度までに全区展開を行います。実績に伴い、実施区増のスケジュールについては変動する可能性があります。	

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	271	275	284	291	300
	確保方策	30	90	150	210	300
鶴見区	量の見込み	22	22	23	23	24
	確保方策	※確保方策の考え方参照				24
神奈川区	量の見込み	17	17	18	18	19
	確保方策	※確保方策の考え方参照				19
西区	量の見込み	7	8	8	8	9
	確保方策	※確保方策の考え方参照				9
中区	量の見込み	9	9	10	10	10
	確保方策	※確保方策の考え方参照				10
南区	量の見込み	12	12	12	13	13
	確保方策	※確保方策の考え方参照				13
港南区	量の見込み	15	15	16	16	17
	確保方策	※確保方策の考え方参照				17
保土ヶ谷区	量の見込み	14	14	14	15	15
	確保方策	※確保方策の考え方参照				15
旭区	量の見込み	17	17	18	18	18
	確保方策	※確保方策の考え方参照				18
磯子区	量の見込み	12	12	12	13	13
	確保方策	※確保方策の考え方参照				13
金沢区	量の見込み	13	13	13	13	13
	確保方策	※確保方策の考え方参照				13
港北区	量の見込み	27	28	29	30	32
	確保方策	※確保方策の考え方参照				32
緑区	量の見込み	14	14	15	15	16
	確保方策	※確保方策の考え方参照				16

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
青葉区	量の見込み	24	24	25	25	26
	確保方策	※確保方策の考え方参照				26
都筑区	量の見込み	19	19	19	20	20
	確保方策	※確保方策の考え方参照				20
戸塚区	量の見込み	22	23	23	24	25
	確保方策	※確保方策の考え方参照				25
栄区	量の見込み	8	8	9	9	9
	確保方策	※確保方策の考え方参照				9
泉区	量の見込み	11	11	11	12	12
	確保方策	※確保方策の考え方参照				12
瀬谷区	量の見込み	8	9	9	9	9
	確保方策	※確保方策の考え方参照				9

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「病児保育事業」	
	本市事業	病児保育事業	
	事業内容	病気又は病気回復期(ケガも含む)にあるため集団保育が困難な子どもを医療機関併設の病児保育室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳～11歳	
	算出根拠	方法	国「基本指針」による
		概要	<p>■国「基本指針」における参酌標準(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用実績や利用希望を勘案して、適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。</li> </ul> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における量の見込みの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各区1か所を前提に、需要の高いエリアには複数か所を見込む。</li> <li>第2期計画の目標値である29か所に加え、ニーズ調査で新たに把握した地域への整備を行い、早期に計30か所の整備を目指して、目標事業量を設定する。</li> </ul>
	第2期計画からの変更等の考え方	これまで、区ごとに整備か所数を決めていたが、募集地域の周辺区においても、整備の選択肢とすることで、よりニーズに対応した整備を行う。	
	指標(単位)	実施箇所数(か所)	
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児保育事業の新規整備により、確保します。</li> <li>・未整備のエリアを優先的に整備していきます。</li> <li>・全市的に公募を行い、選考により実施事業者(実施場所)を決定するため、確保の順番や年度については変動する可能性があります。</li> <li>・地域及び利用者に対する支援を行い、認知度向上による新規登録・利用者の増加を図るとともに、満足度向上による利用率改善を図り、実施事業者が事業参入しやすい環境を整えます。</li> <li>・事業実施の検討にあたっては、検討者の既存施設への見学等のサポートを行い、現場の声を聞く機会を設けます。</li> <li>・キャンセル率が4割を超えていることから、キャンセル率を低下させるための事業者の取組の支援や「当日キャンセル対応加算」の補助を行うなど、運営安定化を図り、新規参入につなげます。</li> </ul>		
第2期計画からの変更等の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施にあたっては、周辺施設との連携も重要なため、その機会を設ける対応を追加しています。</li> <li>・当日キャンセルによる利用料の減収や委託料(加算分)の減収に対応するため、令和6年度より、「当日キャンセル対応加算」を実施したため、確保方策に明記しました。</li> </ul>		

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	30	30	30	30	30
	確保方策	30	30	30	30	30
鶴見区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
神奈川区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
西区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
中区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
港南区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
保土ヶ谷区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
旭区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
磯子区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
金沢区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
港北区	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
緑区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
青葉区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
都筑区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
戸塚区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
栄区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
泉区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
瀬谷区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「利用者支援に関する事業」	
本市事業		利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、こども家庭センター型:統括支援員、母子保健コーディネーター、こども支援員)	
事業内容		<p>横浜子育てパートナー 子育て家庭の個別相談に対応し、子どもとその保護者・妊娠中の人の子育て支援に関する事業・制度等を適切に利用できるように、各区の地域子育て支援拠点に配置している専任スタッフです。</p> <p>統括支援員 母子保健と児童福祉分野双方の職員が適切に連携・協力できるように、総合調整役を担うとともに、サポートプランの作成に対する助言や進捗管理を行います。また、地域資源のネットワーク化・開拓に関するマネジメント担います。</p> <p>母子保健コーディネーター 区福祉保健センターに保健師・助産師等の専門職を配置し、主に妊娠届出時の面接から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。</p> <p>こども支援員 こどもの権利を擁護する視点に立ち、こどもの安全の確保とこどもと家族の自立した生活に向けた支援として、児童虐待に関する相談・通告の対応や要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務等を行います。</p>	
量の見込み算出の考え方	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型( ■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F )	
	対象年齢	0歳～17歳	
	算出根拠	方法	国「手引き」による
		概要	<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方(要旨) 利用者支援事業については、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、こども家庭センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。なお、基本型・特定期間型・こども家庭センター型を分けて計画に記載すること。</p> <p>■国による利用者支援事業の実施要綱(抜粋) ・基本型:主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施とする。 (事務局注釈:「横浜子育てパートナー」が該当) ・こども家庭センター型:母子保健機能と児童福祉機能の両面からの支援が一体的に提供されるようにするため、母子保健及び児童福祉に関する専門的な支援機能を有する施設・場所での実施とする。 (事務局注釈:「統括支援員」「母子保健コーディネーター」「こども支援員」が該当)</p> <p>■上記を踏まえた本市における量の見込みの考え方 ・基本型 [横浜子育てパートナー] ⇒各区の地域子育て支援拠点において実施するよう設定(拠点サテライトを含む) ・こども家庭センター型 [統括支援員、母子保健コーディネーター、こども支援員] ⇒各区福祉保健センターにおいて実施するよう設定</p>
	第2期計画からの変更等の考え方	・令和4年児童福祉法改正によるこども家庭センターの創設を踏まえた国「手引き」(令和6年3月11日)に合わせ、「こども家庭センター型」の量の見込みを設定した。 また、「こども家庭センター型」の設定に伴い対象年齢を修正した。	
	指標(単位)	実施箇所数(か所)	
確保方策の考え方	・「地域子育て支援拠点での利用者支援」は拠点及びサテライトにおいて実施(サテライト設置翌年の開始を見込む)。 ・「統括支援員」「母子保健コーディネーター」「こども支援員」は各区福祉保健センターに配置し、実施する。		
第2期計画からの変更等の考え方	・こども家庭センター型の設定に伴い「統括支援員」「こども支援員」を確保方策に追加した。		

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
全市	横浜子育てパートナー	量の見込み	28	28	28	28	28
		確保方策	28	28	28	28	28
	統括支援員	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	調整中	18	18	18	18
	母子保健コーディネーター	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
	こども支援員	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
鶴見区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
神奈川区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
西区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
中区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
南区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
港南区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
保土ヶ谷区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
旭区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
磯子区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
金沢区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
港北区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
緑区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
青葉区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
都筑区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
戸塚区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
栄区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
泉区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
瀬谷区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	統括支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	調整中	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	こども支援員	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

# 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「地域子育て支援拠点事業」	
本市事業		(ア) 地域子育て支援拠点 (イ) 親と子のつどいの広場 (ウ) 保育所等子育てひろば(常設)、幼稚園等はまっ子広場(常設) (エ) その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、保育所等子育てひろば(市立非常設)、幼稚園等はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)	
事業内容		○地域子育て支援拠点事業: 「市民が安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与すること」を目的に、各区の子育ての総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる常設の居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の収集・提供、子育て支援にかかわる方の人材育成・ネットワークの構築、地域の中での子どもの預かりあいの促進等を行います。  ○親と子のつどいの広場事業: 主にNPO法人などが、マンションや商店街の空き店舗等の一室を活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。  ○保育所等子育てひろば: 子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、認定こども園及び保育園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。地域の親子を対象とした施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。  ○幼稚園等はまっ子広場: 子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、幼稚園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。 地域の親子を対象とした施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。	
量の見込み算出の考え方	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型 ( ■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F )	
	対象年齢	0歳～2歳	
	算出根拠	方法	国「手引き」を一部アレンジ
		概要	■国「手引き」によるR11年度の量の見込み 量の見込み(人日又は人回)=家庭類型別児童数(人)×利用意向 ※利用意向=利用意向率×利用意向日数  ■「手引き」アレンジの内容 ・計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 →国「手引き」によりR11年度の量の見込みを算出して、R5年度実績から平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 ・集計したニーズ量或利用実績に対して著しく高い数値となっており、調査結果における現在の利用状況と、直近の利用実績の乖離状況を元に補正を行った。
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	
指標(単位)	延べ利用者数(人/月)		
確保方策の考え方		・地域子育て支援拠点の開所日数の増で確保を図る。 ・常設の親子の居場所について、子どもを連れて歩いて行ける距離(おおむね徒歩15～20分圏内)を目安として整備をする。また、幼稚園、保育所等の既存園の活用については、この考え方に留まらず、実施施設を拡充する。 ・出張ひろばなど地域子育て支援拠点による支援のアウトリーチなど、様々な手法を用いた事業展開を図る。 ・多様なニーズに対応するため、研修の体系化を図り、質の維持向上に取り組む。 ・増加する利用者への対応、及び支援の担い手同士の連携による支援の充実のための体制強化を図る。	
第2期計画からの変更等の考え方		変更なし	

第2期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
全市	量の見込み	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878	
	確保方策	計	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878
		ア	25,964	27,128	28,292	29,456	30,620
		イ	10,361	10,973	11,455	11,937	12,419
		ウ	4,724	5,204	5,384	5,566	5,730
エ	20,724	22,244	24,194	26,142	28,109		
鶴見区	量の見込み	3,901	4,201	4,502	4,803	5,104	
	確保方策	計	3,901	4,201	4,502	4,803	5,104
		ア	1,168	1,254	1,340	1,426	1,512
		イ	658	803	818	833	848
		ウ	161	185	190	195	200
エ	1,914	1,959	2,154	2,349	2,544		

第2期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
神奈川区	量の見込み	4,036	4,284	4,531	4,778	5,026	
	確保方策	計	4,036	4,284	4,531	4,778	5,026
		ア	1,955	2,033	2,111	2,189	2,267
		イ	492	501	510	519	528
		ウ	290	314	319	324	329
		エ	1,299	1,436	1,591	1,746	1,902
西区	量の見込み	2,006	2,206	2,407	2,607	2,807	
	確保方策	計	2,006	2,206	2,407	2,607	2,807
		ア	737	780	823	866	909
		イ	163	169	305	311	317
		ウ	257	300	304	308	312
		エ	849	957	975	1,122	1,269
中区	量の見込み	2,146	2,323	2,499	2,675	2,851	
	確保方策	計	2,146	2,323	2,499	2,675	2,851
		ア	833	876	919	962	1,005
		イ	147	150	283	286	289
		ウ	259	282	306	310	314
		エ	907	1,015	991	1,117	1,243
南区	量の見込み	2,531	2,740	2,950	3,160	3,370	
	確保方策	計	2,531	2,740	2,950	3,160	3,370
		ア	956	999	1,042	1,085	1,128
		イ	659	801	813	825	837
		ウ	108	131	135	179	184
		エ	808	809	960	1,071	1,221
港南区	量の見込み	3,761	3,802	3,844	3,886	3,928	
	確保方策	計	3,761	3,802	3,844	3,886	3,928
		ア	1,991	2,069	2,147	2,225	2,303
		イ	400	412	424	436	448
		ウ	276	321	328	335	342
		エ	1,094	1,000	945	890	835
保土ヶ谷区	量の見込み	3,055	3,235	3,416	3,596	3,776	
	確保方策	計	3,055	3,235	3,416	3,596	3,776
		ア	1,431	1,509	1,587	1,665	1,743
		イ	549	567	585	603	621
		ウ	115	139	144	149	154
		エ	960	1,020	1,100	1,179	1,258
旭区	量の見込み	3,720	3,875	4,031	4,187	4,343	
	確保方策	計	3,720	3,875	4,031	4,187	4,343
		ア	2,054	2,132	2,210	2,288	2,366
		イ	330	339	348	357	366
		ウ	305	328	332	336	340
		エ	1,031	1,076	1,141	1,206	1,271

第2期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
磯子区	量の見込み	2,698	2,826	2,954	3,082	3,210	
	計	2,698	2,826	2,954	3,082	3,210	
	確保方策	ア	757	800	843	886	929
		イ	816	834	852	870	1,018
		ウ	206	228	231	294	298
エ		919	964	1,028	1,032	965	
金沢区	量の見込み	2,742	2,759	2,775	2,791	2,807	
	計	2,742	2,759	2,775	2,791	2,807	
	確保方策	ア	783	826	869	912	955
		イ	599	614	629	644	659
		ウ	312	336	341	346	351
エ		1,048	983	936	889	842	
港北区	量の見込み	7,249	7,792	8,334	8,876	9,419	
	計	7,249	7,792	8,334	8,876	9,419	
	確保方策	ア	2,814	2,900	2,986	3,072	3,158
		イ	1,613	1,637	1,661	1,685	1,709
		ウ	371	393	456	460	464
エ		2,451	2,862	3,231	3,659	4,088	
緑区	量の見込み	3,139	3,276	3,412	3,549	3,685	
	計	3,139	3,276	3,412	3,549	3,685	
	確保方策	ア	1,945	2,023	2,101	2,179	2,257
		イ	496	505	514	523	532
		ウ	340	364	369	374	399
エ		358	384	428	473	497	
青葉区	量の見込み	4,989	5,441	5,893	6,345	6,797	
	計	4,989	5,441	5,893	6,345	6,797	
	確保方策	ア	1,733	1,819	1,905	1,991	2,077
		イ	1,094	1,112	1,130	1,148	1,166
		ウ	466	489	493	497	561
エ		1,696	2,021	2,365	2,709	2,993	
都筑区	量の見込み	5,023	5,359	5,695	6,031	6,367	
	計	5,023	5,359	5,695	6,031	6,367	
	確保方策	ア	2,561	2,647	2,733	2,819	2,905
		イ	695	713	731	749	767
		ウ	380	404	409	414	419
エ		1,387	1,595	1,822	2,049	2,276	
戸塚区	量の見込み	4,181	4,446	4,710	4,974	5,238	
	計	4,181	4,446	4,710	4,974	5,238	
	確保方策	ア	1,975	2,061	2,147	2,233	2,319
		イ	324	463	472	481	490
		ウ	164	207	212	217	222
エ		1,718	1,715	1,879	2,043	2,207	

第2期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
柴区	量の見込み	2,204	2,339	2,474	2,610	2,745	
	計	2,204	2,339	2,474	2,610	2,745	
	確保方策	ア	767	810	853	896	939
		イ	321	327	333	469	475
		ウ	222	246	251	256	261
エ		894	956	1,037	989	1,070	
泉区	量の見込み	2,285	2,376	2,467	2,558	2,649	
	計	2,285	2,376	2,467	2,558	2,649	
	確保方策	ア	834	877	920	963	1,006
		イ	443	452	461	470	609
		ウ	262	285	289	293	297
エ		746	762	797	832	737	
瀬谷区	量の見込み	2,107	2,269	2,431	2,593	2,756	
	計	2,107	2,269	2,431	2,593	2,756	
	確保方策	ア	670	713	756	799	842
		イ	562	574	586	728	740
		ウ	230	252	275	279	283
エ		645	730	814	787	891	

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)
地域子ども・子育て支援事業		「一時預かり事業、子育て援助活動支援事業」
本市事業		(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) <(ウ)～(ク) その他> (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 乳幼児一時預かり事業、 (オ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、(カ) 横浜子育てサポートシステム、 (キ) 24時間型緊急一時保育、(ク) 休日一時保育
事業内容		○幼稚園での一時預かり (私立幼稚園等における一時預かり(市・県)) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後などに保護者の希望に応じて在園児を預かります。保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的なニーズに対応します。 (横浜市私立幼稚園等預かり保育事業) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を園で預かる事業です。教育時間を含めて7時30分から18時30分まで、夏休みなどの長期休業期間を含めて対応しています。  ○一時保育事業 認可保育所・公立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・横浜保育室において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのために子どもをお預かりします。  ○乳幼児一時預かり事業 認可外保育施設において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育ができない場合や保護者のリフレッシュなど、理由を問わず、子どもをお預かりします。生後57日から小学校入学前までの子どもを対象としています。  ○親と子のつどいの広場での一時預かり 子育て中の親子同士が気軽につどい、交流する親と子のつどいの広場の一部では、短時間の一時預かりを実施しています。広場を利用したことのある生後6か月以上3歳以下の市内に居住する子どもが対象です。  ○横浜子育てサポートシステム事業 「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録して、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。生後57日から小学校6年生までの子どもを対象としています。  ○24時間型緊急一時保育 病気や仕事等で、急に子どもを預けなければならなくなったとき、夜間・宿泊も含め、24時間365日対応する一時保育です。原則として、連続3日以内まで利用可能です。  ○休日の一時保育 日曜日や祝日に、仕事や病気、冠婚葬祭、保護者の育児疲れなどの理由でお子さまを預けたい時に利用できます。対象者は小学校就学前の子どもで、認可保育所等に在籍しているお子さまも対象となります。
対象家庭類型		国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(下記「算出根拠の概要」参照)
対象年齢		( 下記「算出根拠の概要」参照 )
算出根拠	方法	国「手引き」を一部アレンジ
	概要	<p>■国「手引き」によるR11年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】</p> <p>①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2:その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) -ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ハビ-シッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した「利用意向率(割合)」×「利用意向日数(日)」</p> <p>■「手引き」アレンジの内容</p> <p>【ステップ1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】 ア、「幼稚園1号」について、[対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、Fを月48時間未満で分類 イ、「幼稚園2号」について、潜在タイプA、B、C、Eを月48時間以上で分類 ウ、計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定 ⇒国「手引き」によりR11年度の量の見込みを算出して、R5年度実績からR11年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定。</p> <p>【ステップ2:その他の量の見込み】 ア、本市のニーズ調査における不定期利用に関する設問では「ハビ-シッター」及び「その他」に該当する回答項目を設けていないため、国手引きにおける「ハビ-シッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年)は含まれない。 イ、保育所等を利用している家庭においては、一時預かりの利用ではなく、在籍している保育所等を利用することから、利用意向から除く補正を行う(休日や夜間のニーズは利用意向に含む)。 ウ、計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定。 ⇒国「手引き」によりR11年度の量の見込みを算出して、R5年度実績からR11年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定。 エ、横浜子育てサポートシステムの小学生の量の見込みを追加。</p>

量の 見込み 算出の 考え方	第2期計画からの 変更等の考え方	<p>【(ア)(イ)幼稚園の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園1号及び幼稚園2号の分けについて、第2期計画では国の手引き通り、月64時間を基準に分類していたが、1号認定児童の場合でも月48時間以上の就労等の条件を満たす場合、幼稚園2号預かり(横浜市私立幼稚園等預かり保育事業)を利用することができるため、第3期計画においては、月48時間を基準に幼稚園1号及び幼稚園2号を分類する。</li> <li>・第2期計画においては、幼稚園1号の集計値に市型預かり1号分数値を上乗せする補正を行っているが、第3期計画においては補正を行わない。</li> </ul> <p>【(ウ)～(ク)その他の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市のニーズ調査の設問項目に合わせた算出方法(計算式)に修正。</li> <li>・第2期計画においては、保育所等の利用要件を満たす家庭類型の利用意向を除く補正を行ったが、第3期計画においては保育所等を利用している家庭類型の利用意向を除く補正を行った。</li> </ul>
	指標(単位)	延べ利用者数(人/年)
確保方策の考え方	確保方策の考え方	<p>(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望する保護者が利用できる環境を確保する趣旨から、R11年度までの量の見込みの増数分を計画年数で均等に按分した数値を上乗せした数値とする。</li> <li>・新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応する。</li> </ul> <p>(イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全在園児を対象として、保育を必要とする要件に適合すれば利用できる環境を確保する趣旨から、R11年度までの量の見込みの増数分を計画年数で均等に按分した数値を上乗せした数値とする。</li> <li>・新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応する。</li> </ul> <p>&lt;(ウ)～(ク)その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・量の見込みへの対応については、R5年度の利用実績をベースに、各事業それぞれの状況に応じ、施設数の増(新規実施)や、既存施設での受け入れ増により、見込んでいく。</li> </ul> <p>(ウ) 保育所(一時保育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規実施施設の増や既存の利用可能枠の有効活用を図ることで受入枠の拡大に取り組む。</li> <li>・待機児童対策として新設園が増えることにより、実施施設数の拡大を図るとともに、開所後、各施設の通常保育が安定していくタイミング等で、一時保育に活用できる枠の増加に取り組む。</li> </ul> <p>(エ) 乳幼児一時預かり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児一時預かり施設の未整備区を中心に、新規の施設選定を行っていくことで必要量を確保していく。</li> <li>・運営実態の把握を行い持続可能な制度の検討を行いながら、既存施設での受入増に取り組む。</li> </ul> <p>(オ) 親と子のつどいの広場での一時預かり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的に広場運営を継続していることや一時預かりに必要なスタッフを確保できること等を条件とし、新規実施を図る。</li> </ul> <p>(カ) 子育てサポートシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区支部事務局での提供・両方会員増への取組により確保を図る。</li> </ul> <p>(キ) 24時間型緊急一時保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入体制の充実を図ることで安定的な運営及び枠の確保に向けた取組を行う。</li> </ul> <p>(ク) 休日一時保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入体制の充実を図ることで安定的な運営及び枠の確保に向けた取組を行う。</li> </ul>
	第2期計画からの 変更等の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜保育室(一時保育)の項目を(ウ)保育所(一時保育)に統合。</li> <li>・24時間型緊急一時保育及び休日一時保育は、新規施設整備ではなく、受入体制の充実により安定的な枠の確保に取組む。</li> </ul>

第3期計画			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
全市	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	184,862	191,917	198,972	206,027	213,082	
		確保方策		184,862	191,917	198,972	206,027	213,082	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713	
		確保方策		1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713	
	その他	量の見込み			318,067	341,366	364,664	387,963	411,262
		計			318,067	341,366	364,664	387,963	411,262
		確保方策	ウ		114,710	123,045	133,960	144,856	156,714
			エ		118,309	131,751	139,820	147,890	155,952
			オ		7,644	7,974	8,309	8,641	8,973
			カ		75,585	76,759	80,719	84,702	87,730
キ			1,426	1,440	1,455	1,469	1,484		
ク		393	397	401	405	409			

第3期計画				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	10,949	13,799	16,649	19,499	22,349
		確保方策		10,949	13,799	16,649	19,499	22,349
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	73,435	77,026	80,617	84,208	87,799
		確保方策		73,435	77,026	80,617	84,208	87,799
	その他	量の見込み		25,698	27,580	29,462	31,345	33,227
		計		25,698	27,580	29,462	31,345	33,227
		確保方策	ウ	9,298	9,972	10,855	11,736	12,695
			エ	9,590	10,677	11,329	11,981	12,633
			オ	620	646	673	700	727
			カ	6,127	6,221	6,541	6,863	7,107
キ			0	0	0	0	0	
ク	63		64	64	65	65		
神奈川区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	9,351	10,258	11,165	12,072	12,979
		確保方策		9,351	10,258	11,165	12,072	12,979
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	96,894	102,872	108,850	114,828	120,806
		確保方策		96,894	102,872	108,850	114,828	120,806
	その他	量の見込み		22,139	23,761	25,383	27,004	28,626
		計		22,139	23,761	25,383	27,004	28,626
		確保方策	ウ	7,711	8,289	9,040	9,791	10,607
			エ	7,953	8,875	9,435	9,996	10,555
			オ	514	537	561	584	607
			カ	5,080	5,171	5,447	5,725	5,938
キ			713	720	727	734	742	
ク	168		169	173	174	177		
西区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	7,203	7,123	7,043	6,963	6,883
		確保方策		7,203	7,123	7,043	6,963	6,883
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	54,192	59,063	63,934	68,805	73,676
		確保方策		54,192	59,063	63,934	68,805	73,676
	その他	量の見込み		10,611	11,388	12,165	12,943	13,720
		計		10,611	11,388	12,165	12,943	13,720
		確保方策	ウ	3,849	4,127	4,492	4,856	5,252
			エ	3,970	4,419	4,688	4,958	5,227
			オ	256	267	279	290	301
			カ	2,536	2,575	2,706	2,839	2,940
キ			0	0	0	0	0	
ク	0		0	0	0	0		
中区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,751	8,225	7,699	7,173	6,647
		確保方策		8,751	8,225	7,699	7,173	6,647
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	62,869	64,165	65,461	66,757	68,053
		確保方策		62,869	64,165	65,461	66,757	68,053
	その他	量の見込み		10,048	10,784	11,520	12,256	12,992
		計		10,048	10,784	11,520	12,256	12,992
		確保方策	ウ	3,645	3,908	4,254	4,598	4,974
			エ	3,759	4,185	4,440	4,695	4,949
			オ	243	253	264	274	285
			カ	2,401	2,438	2,562	2,689	2,784
キ			0	0	0	0	0	
ク	0		0	0	0	0		

第3期計画				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	7,569	7,653	7,737	7,821	7,905
		確保方策		7,569	7,653	7,737	7,821	7,905
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	63,842	68,756	73,670	78,584	83,498
		確保方策		63,842	68,756	73,670	78,584	83,498
	その他	量の見込み		13,840	14,854	15,867	16,881	17,895
		計		13,840	14,854	15,867	16,881	17,895
		確保方策	ウ	5,020	5,383	5,859	6,334	6,850
			エ	5,178	5,764	6,115	6,466	6,817
			オ	334	349	363	378	392
			カ	3,308	3,358	3,530	3,703	3,836
キ			0	0	0	0	0	
ク	0	0	0	0	0			
港南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	12,282	12,591	12,900	13,209	13,518
		確保方策		12,282	12,591	12,900	13,209	13,518
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	109,650	114,716	119,782	124,848	129,914
		確保方策		109,650	114,716	119,782	124,848	129,914
	その他	量の見込み		18,219	19,553	20,888	22,222	23,557
		計		18,219	19,553	20,888	22,222	23,557
		確保方策	ウ	6,328	6,803	7,421	8,039	8,711
			エ	6,527	7,285	7,746	8,207	8,668
			オ	422	441	460	480	499
			カ	4,170	4,244	4,473	4,700	4,876
キ			713	720	728	735	742	
ク	59	60	60	61	61			
保土ヶ谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	13,703	14,313	14,923	15,533	16,143
		確保方策		13,703	14,313	14,923	15,533	16,143
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,722	112,861	114,000	115,139	116,278
		確保方策		111,722	112,861	114,000	115,139	116,278
	その他	量の見込み		15,945	17,113	18,281	19,449	20,617
		計		15,945	17,113	18,281	19,449	20,617
		確保方策	ウ	5,784	6,202	6,750	7,297	7,892
			エ	5,965	6,641	7,045	7,450	7,854
			オ	385	402	419	435	452
			カ	3,811	3,868	4,067	4,267	4,419
キ			0	0	0	0	0	
ク	0	0	0	0	0			
旭区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	9,681	9,759	9,837	9,915	9,993
		確保方策		9,681	9,759	9,837	9,915	9,993
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	178,966	184,473	189,980	195,487	200,994
		確保方策		178,966	184,473	189,980	195,487	200,994
	その他	量の見込み		17,702	18,999	20,296	21,592	22,889
		計		17,702	18,999	20,296	21,592	22,889
		確保方策	ウ	6,421	6,885	7,494	8,101	8,762
			エ	6,622	7,372	7,822	8,271	8,720
			オ	428	446	465	483	502
			カ	4,231	4,296	4,515	4,737	4,905
キ			0	0	0	0	0	
ク	0	0	0	0	0			

第3期計画				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
磯子区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	5,615	6,042	6,469	6,896	7,323
		確保方策		5,615	6,042	6,469	6,896	7,323
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	61,322	59,777	58,232	56,687	55,142
		確保方策		61,322	59,777	58,232	56,687	55,142
	その他	量の見込み		13,357	14,336	15,314	16,293	17,271
		計		13,357	14,336	15,314	16,293	17,271
		確保方策	ウ	4,845	5,195	5,654	6,113	6,612
			エ	4,997	5,563	5,902	6,241	6,580
			オ	323	337	351	365	379
			カ	3,192	3,241	3,407	3,574	3,700
キ			0	0	0	0	0	
ク	0		0	0	0	0		
金沢区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	7,286	7,754	8,222	8,690	9,158
		確保方策		7,286	7,754	8,222	8,690	9,158
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	89,086	88,541	87,996	87,451	86,906
		確保方策		89,086	88,541	87,996	87,451	86,906
	その他	量の見込み		13,387	14,368	15,349	16,329	17,310
		計		13,387	14,368	15,349	16,329	17,310
		確保方策	ウ	4,856	5,207	5,667	6,126	6,627
			エ	5,008	5,575	5,915	6,255	6,594
			オ	324	337	351	365	379
			カ	3,199	3,249	3,416	3,583	3,710
キ			0	0	0	0	0	
ク	0		0	0	0	0		
港北区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	13,511	13,744	13,977	14,210	14,443
		確保方策		13,511	13,744	13,977	14,210	14,443
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,477	120,738	129,999	139,260	148,521
		確保方策		111,477	120,738	129,999	139,260	148,521
	その他	量の見込み		37,998	40,782	43,564	46,349	49,132
		計		37,998	40,782	43,564	46,349	49,132
		確保方策	ウ	13,778	14,775	16,081	17,385	18,804
			エ	14,211	15,821	16,784	17,749	18,713
			オ	918	958	997	1,037	1,077
			カ	9,079	9,216	9,690	10,166	10,526
キ			0	0	0	0	0	
ク	12		12	12	12	12		
緑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	9,563	10,065	10,567	11,069	11,571
		確保方策		9,563	10,065	10,567	11,069	11,571
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	114,072	113,780	113,488	113,196	112,904
		確保方策		114,072	113,780	113,488	113,196	112,904
	その他	量の見込み		16,082	17,260	18,438	19,616	20,794
		計		16,082	17,260	18,438	19,616	20,794
		確保方策	ウ	5,833	6,255	6,808	7,360	7,960
			エ	6,016	6,698	7,106	7,514	7,922
			オ	389	405	422	439	456
			カ	3,844	3,902	4,102	4,303	4,456
キ			0	0	0	0	0	
ク	0		0	0	0	0		

第3期計画				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
青葉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	17,519	17,177	16,835	16,493	16,151
		確保方策		17,519	17,177	16,835	16,493	16,151
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	222,519	227,871	233,223	238,575	243,927
		確保方策		222,519	227,871	233,223	238,575	243,927
	その他	量の見込み		24,940	26,766	28,593	30,420	32,247
		計		24,940	26,766	28,593	30,420	32,247
		確保方策	ウ	9,046	9,700	10,557	11,413	12,345
			エ	9,330	10,386	11,019	11,652	12,285
			オ	603	629	655	681	707
			カ	5,961	6,051	6,362	6,674	6,910
キ			0	0	0	0	0	
ク	0		0	0	0	0		
都筑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	20,721	19,022	17,323	15,624	13,925
		確保方策		20,721	19,022	17,323	15,624	13,925
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	175,679	171,977	168,275	164,573	160,871
		確保方策		175,679	171,977	168,275	164,573	160,871
	その他	量の見込み		20,384	21,877	23,371	24,864	26,357
		計		20,384	21,877	23,371	24,864	26,357
		確保方策	ウ	7,371	7,905	8,606	9,304	10,065
			エ	7,602	8,464	8,982	9,499	10,016
			オ	491	512	534	555	576
			カ	4,857	4,932	5,185	5,441	5,635
キ			0	0	0	0	0	
ク	63		64	64	65	65		
戸塚区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	11,626	13,825	16,024	18,223	20,422
		確保方策		11,626	13,825	16,024	18,223	20,422
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	162,115	170,164	178,213	186,262	194,311
		確保方策		162,115	170,164	178,213	186,262	194,311
	その他	量の見込み		25,080	26,917	28,754	30,591	32,428
		計		25,080	26,917	28,754	30,591	32,428
		確保方策	ウ	9,087	9,745	10,606	11,467	12,403
			エ	9,372	10,434	11,071	11,707	12,343
			オ	605	632	658	684	710
			カ	5,988	6,078	6,391	6,705	6,943
キ			0	0	0	0	0	
ク	28		28	28	28	29		
栄区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	3,346	4,349	5,352	6,355	7,358
		確保方策		3,346	4,349	5,352	6,355	7,358
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	78,306	84,037	89,768	95,499	101,230
		確保方策		78,306	84,037	89,768	95,499	101,230
	その他	量の見込み		10,002	10,735	11,468	12,200	12,933
		計		10,002	10,735	11,468	12,200	12,933
		確保方策	ウ	3,628	3,890	4,234	4,577	4,951
			エ	3,742	4,166	4,420	4,673	4,927
			オ	242	252	263	273	283
			カ	2,390	2,427	2,551	2,677	2,772
キ			0	0	0	0	0	
ク	0		0	0	0	0		

第3期計画				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
泉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	5,410	5,959	6,508	7,057	7,606	
		確保方策		5,410	5,959	6,508	7,057	7,606	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	99,171	108,584	117,997	127,410	136,823	
		確保方策		99,171	108,584	117,997	127,410	136,823	
	その他	量の見込み			12,602	13,525	14,448	15,371	16,294
		計			12,602	13,525	14,448	15,371	16,294
		ウ			4,571	4,902	5,335	5,767	6,238
		エ			4,714	5,248	5,568	5,888	6,207
		オ			305	318	331	344	357
		カ			3,012	3,057	3,214	3,372	3,492
キ			0	0	0	0	0		
ク			0	0	0	0	0		
瀬谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	10,776	10,259	9,742	9,225	8,708	
		確保方策		10,776	10,259	9,742	9,225	8,708	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	96,716	99,802	102,888	105,974	109,060	
		確保方策		96,716	99,802	102,888	105,974	109,060	
	その他	量の見込み			10,033	10,768	11,503	12,238	12,973
		計			10,033	10,768	11,503	12,238	12,973
		ウ			3,639	3,902	4,247	4,592	4,966
		エ			3,753	4,178	4,433	4,688	4,942
		オ			242	253	263	274	284
		カ			2,399	2,435	2,560	2,684	2,781
キ			0	0	0	0	0		
ク			0	0	0	0	0		

【議題3】第4回 子育て部会「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について（令和5年度分）」  
へのご意見・ご質問について

7/26 金に実施した第4回 子育て部会の議題2において、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について(令和5年度分)」のご説明を当局より実施いたしました。

それに対して、各委員の方からお寄せいただきましたご意見、ご質問について共有をさせていただきます。

【議題3】第4回子育て部会 「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について（令和5年度分）」へのご意見等

委員	ページ	項目・施策番号等	ご意見・ご提案	回答	担当課
子育て部会	90	【基本施策5】	<p>地域療育センターの初診までに時間がかかるといった声が、東部や西部地域で多く上がっています。初診が年度を超えて進級後になってしまうことで、保育園・幼稚園の入園前に支援の必要性を伝えられず、入園後にお友達とトラブルになってしまったと複数の声が上がっています。</p> <p>また、センター利用に繋がっても早期プログラムの期間が短くなってしまった。などの声もありました。今後、障害のある子どもたちが増加していくことは予測されていることに対し、どのような対応をお考えでしょうか</p>	<p>地域療育センターでは、利用の流れを見直し、申込み後概ね2週間でソーシャルワーカーによる初回相談を行い、必要に応じてひろば事業や専門職の相談などを受けることができる初期支援を令和6年度から全センターで開始しました。ひろば事業でのお子さんの行動観察を通して、心理職等の専門職が発達の傾向を把握し保護者に具体的なアドバイスを行う事や、保護者の気持ちが整理できることなどの支援が可能になりました。今後もこの取り組みを継続します。</p> <p>また、特に利用児童が多い東部地域療育センターについては、令和6年度に事業所を増設し対応しています。</p>	障害児福祉保健課
子育て部会	八木澤委員 90	【基本施策5】	<p>計画相談事業を請けてくださる専門員が依然として増えず、保護者からのニーズが絶えません。障害のある児童生徒に対し、横浜市ではどのくらいの割合で利用されていますか</p> <p>療育センターでは、通園中の児童に対し、計画相談が付いているとお聞きしていますが、外来に通う児童に対しても計画相談を広げてもらえないでしょうか</p>	<p>令和5年度末現在、受給者証の交付数のうち障害児相談事業を利用する方の割合は、26.3%です。事業所数を増加させるための取組を実施していく必要があると考えており、障害児相談支援事業所を対象とした補助金制度は令和3年度より実施しています。その実施効果を確認しながら、事業の充実に努めていきます。</p> <p>また、地域療育センターでは、令和6年度に利用児童の多い2センター（西部、東部）にソーシャルワーカーを増員し、障害児相談支援の充実に向け取り組んでいます。</p>	障害児福祉保健課
子育て部会	90	【基本施策5】	<p>保護者が「こどもサポートプラン」を作成することが認められていますが、子育て真っ最中の保護者は、現時点での困りごとへの対応や、わが子の障害と向き合うことだけでも精一杯の時期であり、わが子を客観的にとらえつつ、フォーマルやインフォーマルを含む、こどもを中心とした本来のプランを立てること自体、非常に難しいと思っています。</p> <p>18才までの本人の成長を広い視野で考察しながら、各関係機関と一緒に、本人に対して環境整備等を行い、なにを、どの時期に、どれだけ利用したらいいのかなど、一緒に考えて応援してもらうことが必要だと考えます。</p>	<p>障害児相談支援を利用される方が必要な相談支援を受けられるよう、各事業所に対して、集団指導等の機会を通じて、成人期を見据えた切れ目のない相談支援の提供の大切さを伝える等、引き続き各事業所の支援の質を高めるための取組を実施していきます。</p> <p>また、令和6年度報酬改定により、セルフプランで複数事業所を併用するお子さんについて、事業所間の連携や、お子さんの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定する加算が創設されるなどサポートする仕組みも充実しつつあります。こうした情報も提供させていただきながら、支援の充実に取り組めます。</p>	障害児福祉保健課
子育て部会	90	【基本施策5】	<p>R5年度に新設された4か所目の事業所について、教えていただきたいです。</p>	<p>R5年度に新設された4か所目の事業所ですが、 運営法人：社会福祉法人青い鳥 事業所名：学齢後期発達相談室など 住 所：神奈川県西神奈川1-9-2 (最寄駅 JR・京急東神奈川駅もしくは東急東白楽駅) になります。</p>	障害児福祉保健課
子育て部会	91	【基本施策5】	<p>自閉症について、最近では多くのメディアでも取り上げられることや、横浜市でも継続して啓発をさせていただいている効果もあり、存在認知は進んできていると実感しています。</p> <p>今後は、障害の有るなし関係なく、上でも下でもない同じ高さで地域の中で一緒に暮らしていくため、よりソフト面に重視した環境整備を行う段階になってきたのではないかと思います。そのためには、何が 필요한のか、本人たちの思いやニーズを（家族も含め）聞き取る取り組みについて、一緒に考えていただきたいです。</p>	<p>横浜市で毎年実施している「自閉症啓発デー」の取組は、当事者団体の皆様と一緒に検討し、これまで進めてきました。「自閉症啓発デー」に限らず、今後の様々な取組にあたって、引き続きご本人やご家族のみなさまの御意見や思いを十分にうかがいながら、ともに進めていきたいと考えています。</p>	障害児福祉保健課

	委員	ページ	項目・施策番号等	ご意見・ご提案	回答	担当課
【参考】 保育・教育部会	天明委員	91	【基本施策5】	医療的ケア児や障害児について、専門家への研修だけではなく、保護者同士の理解を深めるよう促進してほしい	医療的ケア児の理解促進の取り組みとして、啓発パンフレット「医療的ケアって何だろう？～知ってほしい医療的ケア児・者と家族の思い～」を発行し、各区役所こども家庭支援課、高齢・障害支援課の窓口や、地域療育センター、横浜市リハビリテーションセンター、基幹相談支援センターなどで配布しています。今後も、医療的ケア児を含む、障害児の理解促進に取り組んでいきます。	障害児福祉保健課

	委員	ページ	項目・施策番号等	ご意見・ご提案	回答	担当課
子育て部会	柴田委員	104	【基本施策9】	「まずは男性も育児休業をとろう」ということだと思いますので、この指標でいいのでしょうかし、実績が40%を超えているのも、さまざまな取組の成果と言えるのではないかと思います。その一方で、男性の育児休業は短期間になりがちであるという話も聞きます。指標を大きく上回る段階ならば、次は長期で育児休業を取得し、男性もより一層育児に参画していけるような取組が必要ではないでしょうか。	父親の家事・育児への関わり方への支援として、現在は以下の取組を実施しています。いただいたご意見も踏まえ、引き続き、父親の家事・育児への支援を推進してまいります。 ①父親の育児・家事への関わり促進のための啓発冊子作成やウェブサイトによる情報発信 ②親と子のつどいの広場、市立保育所、市内企業等におけるプレパパや乳幼児の父親を対象とした父親育児支援講座の開催 ③企業の協力により、男性の家事・育児参画を促進するための「家事シェアセミナー」の開催	企画調整課
子育て部会				次期計画においては、今の指標以外に、「1か月以上の育児休業取得率」「1年以上の育児休業取得率」などの指標を追加して、長期で取得している割合の経年変化を把握し、必要な取組を展開していくべきではないでしょうか。 (すでにそういう計画になっていたなら、不勉強ですみません)	第3期計画における当該指標については、関連計画である「横浜市男女共同参画行動計画（以下、男女計画）」と連動しています。 第3期計画における指標は、現行の「第5次男女計画（計画期間：令和3～7年度）」及び令和8年度開始予定の次期男女計画の指標と整合を図り、設定する予定です。 いただきました意見を踏まえ、育児休業の取得期間は「男女共同参画に関する事業所調査」で把握しているため、本計画の推進においても経年による変化を確認していきます。	企画調整課